

資料編

目 次

資 料 編

資料第 1	災害発生記録	1 - 1
資料第 2	災害対策本部組織表	2 - 1
資料第 3	災害対策本部事務分掌表	3 - 1
資料第 4	災害発生情報及び被害状況報告	4 - 1
資料第 5	災害対策本部標識・腕章	5 - 1
資料第 6	協力要請先及び住民組織一覧	6 - 1
資料第 7	気象情報等伝達系統図	7 - 1
資料第 8	気象予警報受理簿	8 - 1
資料第 9	関係機関連絡一覧表	9 - 1
資料第 10	災害情報報告様式	10 - 1
資料第 11	被害状況報告	11 - 1
資料第 12	重要水防区域	12 - 1
資料第 13	浸水想定区域 浸水想定区域における要配慮者施設	13 - 1
資料第 14	土砂災害危険箇所等一覧 急傾斜地危険箇所・土石流危険箇所・地すべり危険箇所 土砂災害警戒区域における要配慮者施設	14 - 1
資料第 15	ガス湧出による危険宅地	15 - 1
資料第 16	簡易型地震被害想定システムによる被害想定一覧	16 - 1
資料第 17	除雪機械配置表	17 - 1
資料第 18	消防組織表	18 - 1
資料第 19	消防施設	19 - 1
資料第 20	火災出動計画	20 - 1
資料第 21	消防施設整備計画	21 - 1
資料第 22	林野火災気象通報等連絡系統図	22 - 1
資料第 23	防災活動班組織表	23 - 1
資料第 24	特別防災活動隊組織表	24 - 1
資料第 25	建設機械動員計画	25 - 1
資料第 26	資器材の備蓄及び現有状況	26 - 1

資料第 27	指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表	27 - 1
	避難所一覧表・福祉避難所一覧表	
資料第 28	主要食料保管場所及び在庫状況一覧表	28 - 1
資料第 29	給水計画表	29 - 1
資料第 30	じん芥処理計画表	30 - 1
資料第 31	ヘリコプター離発着場	31 - 1
資料第 32	市内医療機関	32 - 1

(参 考 資 料)

夕張市防災会議条例	33 - 1
夕張市防災会議運営要綱	33 - 2
夕張市災害対策本部条例	33 - 3
夕張市災害対策本部運営要綱	33 - 4
北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱	33 - 5
被害状況判定基準表	33 - 7
山地災害危険地区	33 - 11
災害時応援協定一覧表	33 - 21
夕張建設業協会会員名簿	33 - 25

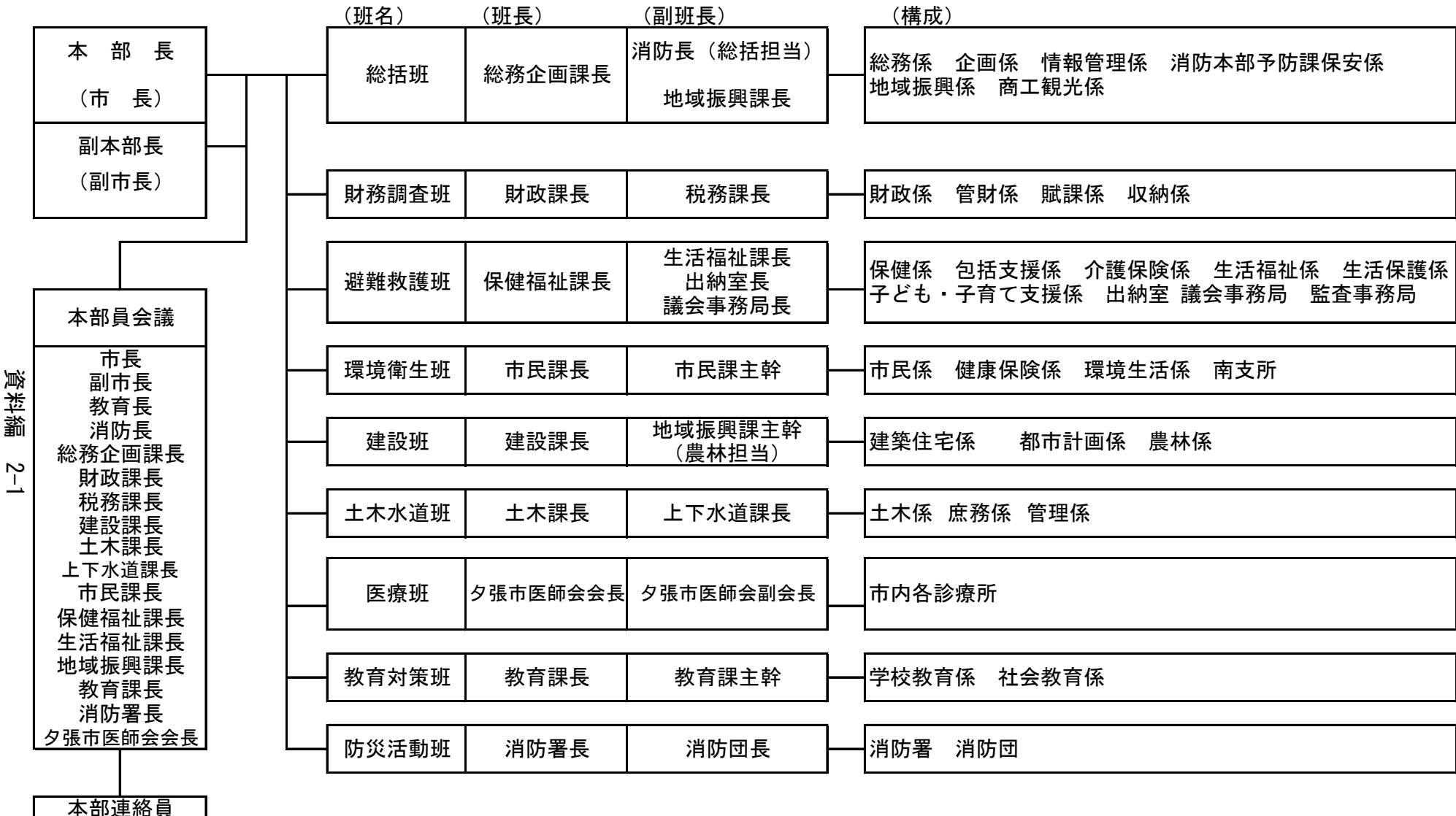
令和元年9月1日現在

年月日	種別	場所	災害記録
明 25. 8.20	炭鉱	夕張鉱	一番坑ガス爆発
" 31. 1. 5	炭鉱	夕張鉱	第一斜坑ガス爆発
" 35. 5. 5	火災	本町1~3丁目	煙筒飛火による出火
" 38. 1. 6	炭鉱	夕張鉱	第二斜坑ガス爆発
" 39. 5. 25	火災	本町4・5丁目	燈明の不始末による出火
" 41. 1. 7	炭鉱	新夕張鉱	五番坑ガス爆発
" 43. 8.16	火災	丁未1・2区	提灯の不始末による出火
" 44. 3.17	炭鉱	若鍋鉱	ガス爆発
" 45. 4.29	炭鉱	夕張鉱	第二斜坑ガス爆発
" 45. 12.22	炭鉱	夕張鉱	同上
大 2. 1.13	炭鉱	夕張鉱	第二斜坑火災
" 3. 3.17	火災	本町4丁目	こたつの不始末による出火
" 3. 9. 3	炭鉱	夕張鉱	東一番坑ガス爆発
" 3.11.28	炭鉱	若鍋鉱	第二斜坑ガス爆発
" 5. 4. 9	火災	本町5丁目	こたつの不始末による出火
" 7. 2. 7	火災	本町1丁目	油鍋引火による出火
" 9. 6.14	炭鉱	夕張鉱	大新坑ガス爆発
" 11. 4. 5	火災	本町4・5丁目	こたつの不始末による出火
" 15. 8.11	火災	高松3区	ローカの不始末による出火
昭 2. 2.19	火災	高松1区	放火
" 3. 4.23	火災	高松1区	煙筒飛火による出火
" 4.11.30	火災	本町2丁目	放火
" 9.10.23	火災	旭町	ローカ火の置忘れによる出火
" 13.10. 6	炭鉱	夕張鉱	天龍坑ガス爆発
" 14. 4.27	炭鉱	夕張鉱	天龍坑ガス爆発
" 15. 1. 8	炭鉱	真谷地鉱	榊坑炭じん爆発
" 24. 5.30	火災	本町1~3丁目	煙筒飛火による出火
" 25. 6.14	火災	清水沢市街	不明
" 27. 5.18	火災	真谷地市街	煙草火の不始末による出火
" 29. 4.18	水害	末広・鹿の谷・新千代田	豪雨を伴う融雪出水
" 29. 9.25	風害	全市	台風15号による家屋被害
26			
" 33. 9.27	風水害	全市	台風22号による家屋被害
" 35. 2. 1	炭鉱	夕張鉱	第二鉱本坑ガス爆発
" 36. 7.25	水害	全市	集中豪雨による家屋被害
26		主として鹿の谷・若菜	公共土木施設の被害大
" 37. 8. 3	風水害	全市	台風9号による家屋被害
		主として末広・鹿の谷・若菜	
" 40. 2.22	炭鉱	夕張鉱	第一鉱最上坑ガス爆発
" 41. 8.20	水害	若菜以北	集中豪雨による家屋被害
			公共土木施設の被害大
" 43. 7.30	炭鉱	平和鉱	西部坑道火災
" 45. 3. 3	火災	千代田	千代田中学校
" 45.10.14	水害	旭町	貯水ダム取水塔倒壊
" 48.11.24	火災	本町1丁目	石油ストーブによる出火
" 50. 8.22	水害	全市	台風6号による家屋被害
23			公共土木施設の被害大
昭 50.11. 1	火災	福住	元北陵中学校
" 54. 5.15	炭鉱	三菱南大夕張鉱業所	第二斜坑ガス突出
			3,179 m³焼失 死者 17名

年月日	種別	場所	災害記録
昭 56. 1. 10	火 災	千代田7番地	不明
" 56. 8. 3	水 害	全 市	死者 2名 前線と台風12号による家屋被害 457戸他に
~6			
" 56. 8. 21	風水害	全 市	37戸他に 公共土木施設の被害 台風15号と前線による家屋被害
~23			
" 56. 10. 16	炭 鉱	北炭夕張新炭鉱	死者 93名 北部区域北第五盤下坑道が突出
" 57. 8. 29	水 害	全 市	53戸他に 大雨による家屋被害 公共土木施設の被害
~31			
" 58. 12. 9	火 災	南清水沢3丁目	2,090 m ² 焼失
" 59. 5. 5	火 災	鹿島栄町	
" 60. 5. 17	炭 鉱	三菱南大夕張鉱業所	死者 7名 南一卸6片~8片ガス爆発
" 62. 8. 31	風 害	全 市	死者 62名 台風12号から変わった 低気圧による家屋被害
~9. 1			
平 2. 4. 8	風 害	全 市	強風による農業被害 61戸他 78件
~9			
" 2. 4. 22	水 害	全 市	大雨による土木被害 林道被害等 28件他に
~23			
" 4. 8. 8	風水害	全 市	41件 台風10号から変わった 低気圧による家屋被害
~10			
" 5. 6. 3	風水害	全 市	2戸他に 土木被害等 6月3日からの低気圧による家屋被害
			農業被害等
" 6. 5. 27	風水害	全 市	8戸他に 大雨、強風による農業被害 農営施設 大雨による土木、水道被害 公共施設被害 129件 136件 18件
" 10. 8. 28	水 害	全 市	1件 大雨による土木、水道被害 10件
~29			
" 12. 3. 29	水 害	全 市	大雨、融雪による農業、土木被害
" 12. 4. 10	水 害	全 市	大雨による農業、土木被害 25件
~11			
" 12. 7. 25	水 害	全 市	水道被害等 大雨による住家被害 27件他に
~27			
" 13. 9. 10	水 害	全 市	1件 大雨による農業、土木被害 35件他に
~13			
" 16. 9. 8	風 害	全 市	52件他に 台風18号の暴風による家屋被害、 長時間停電被害、
" 16. 12. 5	風雪害	全 市	117棟 長時間停電被害、 他に農業・土木・観光施設被害等
~6			
" 20. 2. 15	風雪害	全 市	暴風・大雪による長時間にわたる停電被害 7,008棟
" 20. 3. 2	雪 害	清水沢清栄町	大雪による農営施設被害 積雪による水泳施設の屋根が崩落 5棟
" 23. 4. 23	水 害	末広・常盤・南部東町	大雨、融雪による床上及び床下浸水 1棟
~24			6棟
" 23. 8. 14	水 害	旭町・常盤	大雨による林道被害
" 23. 9. 2	水 害	全 市	大雨による土木被害 9ヶ所
~6			6件
" 24. 2. 23	雪 害	旭町	積雪による美術館の屋根が崩落
" 24. 4. 27	雪 害	鹿の谷1丁目86番地	1棟 融雪によりJR石勝線法面崩落
" 24. 4. 27	水 害	社光11番地5(周辺)	1ヶ所 大雨による土木被害
" 24. 9. 11	雪 害	市道奥鹿島線(鹿島白金)	1ヶ所 大雨による土木被害
" 25. 5. 12	水害雪害	社光11番地5地先	降雨及び融雪により護岸が崩壊 1ヶ所
" 25. 8. 18	水 害	夕張市末広1丁目	大雨による床上浸水 1ヶ所
" 26. 9. 11	水 害	福住・住初・高松・社光	対象地区に避難勧告発令 1ヶ所
	土砂災害	本町・旭町・昭和	14人
" 30. 3. 9	水 害	全 市	大雨・融雪による床上及び床下浸水
" 30. 8. 5	風水害	全 市	8棟 台風21号による土木被害
" 30. 9. 6	地 震	全 市	北海道胆振東部地震による停電
" 31. 4. 18	火 災	夕張市高松7番地	模擬坑道 総延長約180mの内部が焼損

資料第2

災害対策本部組織図



資料第3

災害対策本部事務分掌表

班	分掌事務
総括班	<p>(総括担当)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市防災会議に関すること。 2. 本部の設置、配備体制及び廃止並びに周知に関すること。 3. 本部員に関すること。 4. 避難指示の発令に関すること。 5. 防災行政無線の運用管理に関すること。 6. 被害調査及び災害状況の総合的な取りまとめに関すること。 7. 気象予警報、気象情報の受理並びに伝達に関すること。 8. ダム管理事務所からの情報収集に関すること。 9. 災害状況及び措置概要等の収集整理及び報告に関すること。 10. 自衛隊の派遣要請に関すること。 11. 北海道知事への災害報告に関すること。 12. 防災関係機関及び支援活動団体との連絡調整に関すること。 13. 部内各班及び他部との連絡調整及び本部記録の作成に関すること。 14. 通信連絡機能に関すること。 15. 出動職員の把握及び各班の応援配置に関すること。 16. 自主防災組織及び町内会・自治会との連絡調整に関すること。 なお、環境衛生班との相互協力による。 17. 被害状況の公表に関すること。 18. 住民に対する災害の広報に関すること。 19. 報道機関との連絡に関すること。 20. 災害報道記事及び記録写真の収集保存に関すること。 21. 総合的な災害記録の作成及び災害統計に関すること。 22. 被災者生活再建支援制度に関すること。 23. その他、他の班に属さないこと。 <p>(企画商工担当)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害見舞者及び視察者に対する応対に関すること。 2. 援助食品の受入れと管理に関すること。 3. 国、道、関係機関への陳情及び要望並びに資料調整に関すること。 4. 災害復旧と各種計画の調整に関すること。 5. 災害に対する相談、苦情等の処理に関すること。 6. 商工業関係の被害調査に関すること。 7. 被災商工業者の金融相談及び応急対策に関すること。 8. 災害時の消費物資の確保及び物価安定に関すること。 9. 全市的に食料が不足した場合の、食料の応急調達に関すること。 10. 総括班への支援に関すること。
財務調査班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般的被害状況の調査に関すること。(人的被害・住家被害・非住家被害) 2. 被害状況の把握に関すること。(町内会等による情報収集) 3. 被害状況調査票の作成及び保管に関すること。 4. 被災に伴う税の減収見込み額等の把握に関すること。 5. 災害対策の予算措置に関すること。 6. 市有財産の被害状況の把握及び応急措置に関すること。 7. 罹災証明書等の発行に関すること。

班	分掌事務
避難救護班	<p>1. 避難者の収容及び避難所運営管理並びに連絡調整に関すること。 なお、避難所所管課との相互協力による。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 収容者の把握及び名簿の作成 (2) 諸記録の作成 (3) 食物及び生活物資の運搬、配布等援護 (4) 施設の防火、秩序の維持及び環境整備 <p>2. 高齢者(主に独居老人)、障がい者等の安全確保及び保護に関すること。</p> <p>3. 被災者の避難誘導に関すること。</p> <p>4. 避難者の移送に関すること。</p> <p>5. 避難状況の記録及び報告に関すること。</p> <p>6. 被災者及び災害業務従事者に対する食料供給に関すること。</p> <p>7. 被災者に対する応急生活援護物資の調達及び配分に関すること。</p> <p>8. 医療関係施設の被害に関すること。</p> <p>9. 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。</p> <p>10. 被災地及び避難所の保健指導並びに感染症に関すること。</p> <p>11. 災害ボランティアセンターとの連携に関すること。</p>
環境衛生班	<p>1. 人的被害調査及び死体収容措置に関すること。</p> <p>2. 防疫作業班の編成及び防疫の実施に関すること。</p> <p>3. 避難救護班への支援に関すること。</p> <p>4. 交通安全対策及び衛生対策に関すること。</p> <p>5. 災害ゴミの処分に関すること。</p>
建設班	<p>1. 水防資材の調達計画に関すること。</p> <p>2. 特別防災活動隊（建設業協会）の出動要請に関すること。</p> <p>3. 市有建物全般の被害状況調査及び応急措置に関すること。</p> <p>4. 私有財産の被害調査及び応急措置に関すること。 なお、3及び4については財務調査班との相互協力による。</p> <p>5. 農業関係の被害調査に関すること。 なお、総括班との相互協力による。</p> <p>6. 農業被害に関する応急措置及び復旧対策に関すること。</p> <p>7. 農業被害補償及び農業関係資金の融資に関すること。</p> <p>8. 被災地の病害虫の防疫に関すること。</p> <p>9. 民有林の造林地、林道の被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>10. 山地災害及び治山施設の被害調査及び応急措置に関すること。</p> <p>11. 林野火災に関すること。</p> <p>12. その他設営全般に関すること。</p>

班	分掌事務
土木水道班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川水位の警戒に関すること。 2. 防災活動班との連絡調整に関すること。 3. 土木・上下水道施設の被害調査及び応急措置に関すること。 4. 被災地における飲料水の確保及び給配水に関すること。 5. 上下水道施設被災に伴う給排水に関すること。 6. 応急給水場の設営に関すること。 7. 取水、導水、浄水、配水、浄化施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。
医療班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の応急医療に関すること。 2. 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
教育対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1. 文教関係被害調査に関すること。 2. 教育委員会所管施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3. 災害時における児童、生徒の避難等応急措置に関すること。 4. 被災児童、生徒の避難等応急措置に関すること。 5. 避難救護班への支援に関すること。 6. 部内各班との連絡調整に関すること。
防災活動班 (第1班)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防計画及び水防計画による災害活動の実施に関すること。 2. 人命救助に関すること。 3. 部内各班及び消防団等との連絡調整に関すること。 4. その他災害時の消防活動に関すること。
防災活動班 (第2班)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災活動班第1班への支援に関すること。

資料第4

災害発生情報及び被害状況報告

(1) 発生情報

No. _____

発受年月日		年月日			前	時	分	現在
					後			
報告者				受領者				
職	氏名		職	氏名				
発生日時		年月日			前	時	分	現在
					後			
災害種別				発生地域				
発生場所				被災施設				
(内容)								

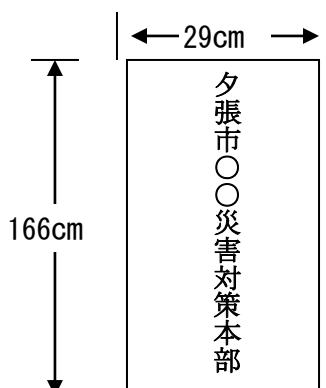
(2) 被害状況

発受年月日		年月日			前後		時分現在
報告者			受領者				
職	氏名		職	氏名			
終そく日時		年月日			前後		時分現在
被害状況							
概況				金額			
応急措置状況							
復旧方法							
復旧主体	復旧工法等	復旧費負担区分					
		市費	道費	国費		合計	
		千円	千円	千円	千円		
その他							

資料第5

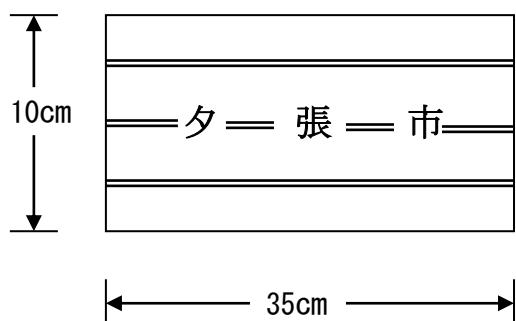
災害対策本部標識・腕章

1. 標 識

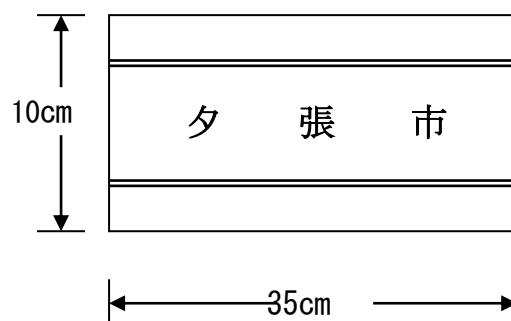


2. 腕 章

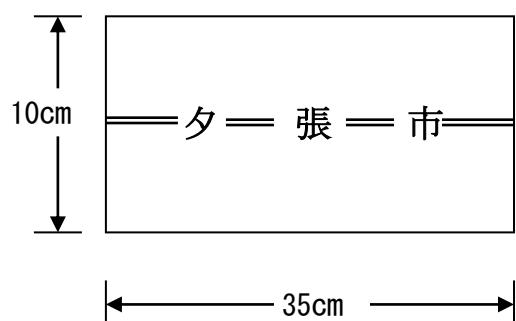
本 部 長 用



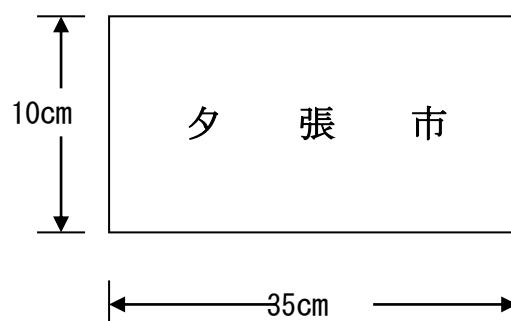
副 本 部 長 用



本 部 員 用



班 員 用



協 力 要 請 先

住民組織名	組織数	連絡先
赤十字奉仕団	3	夕張市
自治会・町内会	73	

住民組織の一覧表

令和7年9月1日 更新

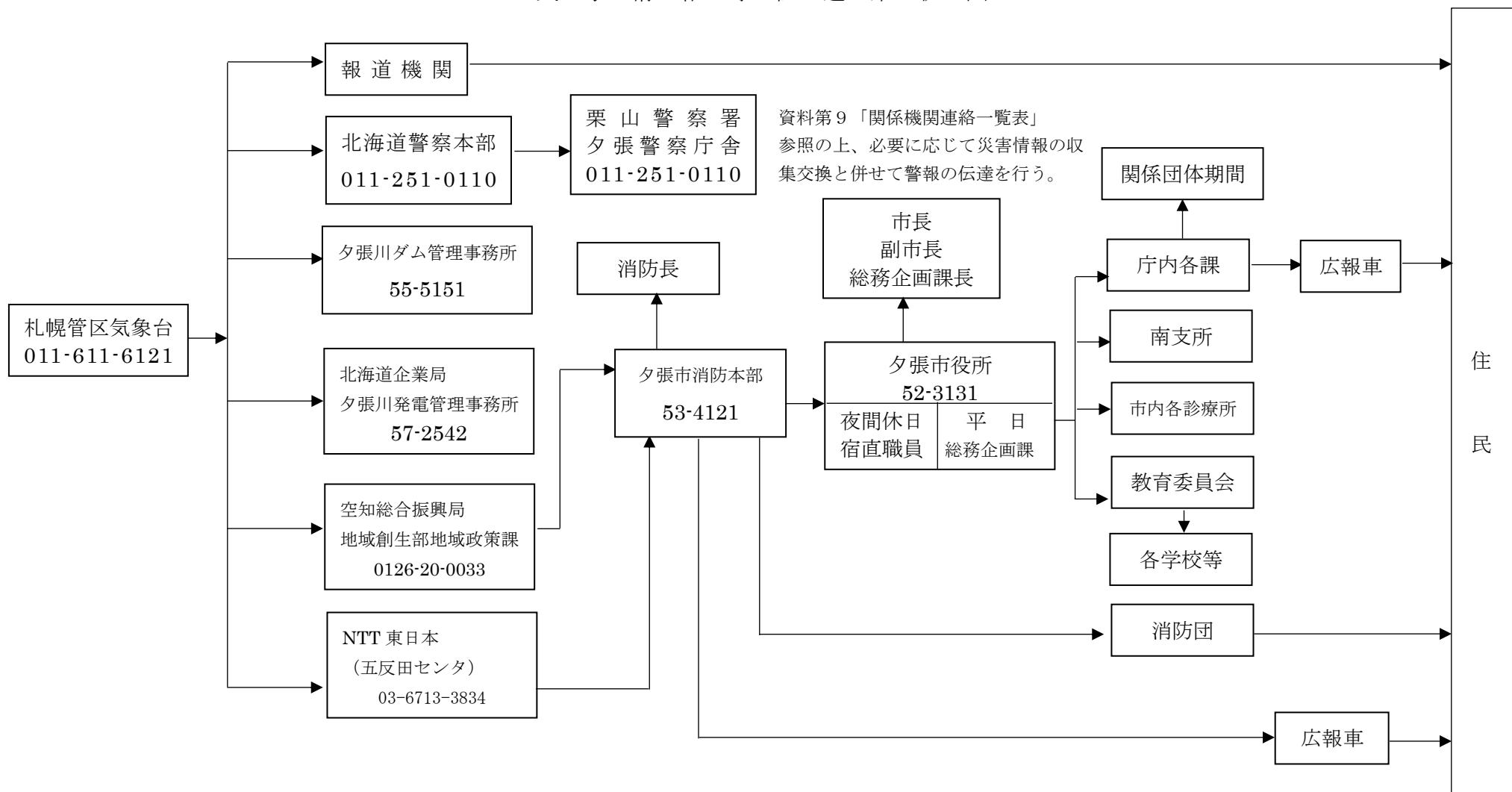
No.	組織名	備考
1	栄町内会	
2	本町町内会	
3	本町4丁目町内会	
4	本町5丁目町内会	
5	本町6丁目町内会	
6	旭町町内会	
7	昭和町内会	
8	末広町内会	
9	末広団地町内会	
10	末広2丁目町内会	
11	末広恵町内会	
12	鹿の谷町内会	
13	鹿の谷緑町内会	
14	富野町内会	
一	若菜連合町内会	
15	千代田睦町内会	
16	千代田団地町内会	
17	若菜町内会	
18	若菜新生町内会	
19	常盤町内会	
20	常盤中央町内会	
21	若三町内会	
22	若菜2番地町内会	
23	東町内会	
24	清栄町さつき町内会	
25	宮前町町内会	
26	宮前光団地自治会	
一	清陵町連合町内会	
27	清陵町1区町内会	
一	南清水沢連合町内会	
28	和泉町内会	
29	清峰町内会	
30	南清水沢2丁目町内会	

No.	組織名	備考
31	親和町内会	
32	清南町内会	
33	清和町内会	
34	南清水沢中央町内会	
35	南清水沢睦町内会	
36	新生町内会	
37	あけぼの町内会	
38	あかつき町内会	
39	若草町内会	
40	南清町内会	
41	南清水沢共栄町内会	
42	歩団地自治会	
43	沼ノ沢町内会	
44	真谷地6区町内会	
45	真谷地市街町内会	
一	紅葉山連合町内会	
46	ひふみ町内会	
47	中央町内会	
48	もみじ町内会	
49	神公町内会	
50	若葉町内会	
51	橋見町内会	
52	鉄道町内会	
53	高台1・2町内会	
54	高台第3地区町内会	
55	川向町内会	
56	十三里町内会	
57	中島町内会	
58	久留喜町内会	
59	道営団地町内会	
60	市営団地町内会	
61	楓町内会	
62	登川町内会	
63	滝ノ上町内会	
一	遠幌地区連合町内会	
64	岳見町町内会	
65	幌南町内会	
66	夕南町町内会	

資料第7

気象情報等伝達系統図

資料第7-1



資料第8 氣象予警報受理簿

市長	副市長	消防長	次長	課長	主幹	係長	主査	係

氣象情報等受理簿								
年 月 日 時 分						電話連絡		
発信者			受信者					
予警報種別			発表時刻	時 分				
受理事項								
処理顛末								

資料第9

関係機関一覧表

令和7年9月1日現在

関係機関及び団体名	所在地	電話番号
1. 官公署関係		
札幌開発建設部	南部青葉町573番地	0123-55-5151
夕張川ダム総合管理事務所	岩見沢市3条東17丁目	0126-22-1940
空知森林管理署	岩見沢市日の出北2-1	0126-22-4000
札幌開発建設部	沼ノ沢229番地	0123-57-2542
岩見沢道路事務所	札幌市北区北8条西2丁目	011-747-6451
北海道企業局	夕張郡栗山町朝日3丁目	0123-72-0110
夕張川発電管理事務所	115番地11	
北海道総合通信局	旭町4番地	0123-52-0110
栗山警察署	由仁町新光195	0123-83-2221
栗山警察署夕張警察庁舎	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0033
空知総合振興局	長沼町錦町北1丁目3番14号	0123-88-2346
保健環境部由仁地域保健支所		
地域創生部地域政策課		
札幌建設管理部長沼出張所		

関係機関及び団体名	所在地	電話番号
2. 会社・事務所関係		
JR新夕張駅	紅葉山550番地	0123-58-2014
東日本電信電話株式会社	札幌市中央区北1条西4丁目	011-212-4466
北海道事業部	末広1丁目92-4	0123-52-3331
夕張郵便局	清水沢宮前町15番地	0123-59-7208
清水沢郵便局	紅葉山81番地3	0123-58-2200
紅葉山郵便局	若菜2-19	0123-56-6306
夕張鉄道株式会社	南清水沢4丁目105-16	0123-59-6609
北炭ゼネラルサービス株式会社	紅葉山526-40（中條医院内）	0123-58-2350
夕張市医師会	本町4丁目	0123-52-3266
夕張商工会議所	沼ノ沢213番地27	0123-57-3111
夕張市農業協同組合	紅葉山526番地19	0123-53-8111
メロード店	本町5丁目	0123-52-2519
夕張建設業協会	栗山町朝日3-29	0123-72-1071
北海道電力ネットワーク株式会社	平和13番地	0123-56-6000
栗山ネットワークセンター		
夕張環境清掃株式会社		

3. 報道関係

北海道新聞社夕張支局	本町4丁目	0123-52-2201
------------	-------	--------------

H25.3 読売夕張支局 廃止

読売新聞社 北海道支局 岩見沢支局

関係機関及び団体名	所在地	電話番号
-----------	-----	------

4. 学校関係

北海道夕張高等学校	南清水沢3丁目	0123-59-7808
北海道夕張高等養護学校	千代田7番地	0123-59-5530
夕張市立夕張中学校	南清水沢3丁目63番地	0123-59-7340
夕張市立ゆうばり小学校	清水沢清陵町14番地	0123-59-7328

関係機関及び団体名	所在地	電話番号
-----------	-----	------

5. 市関係

夕張市消防本部	清水沢宮前町20番地	0123-53-4121
夕張市消防団	清水沢宮前町20番地	0123-53-4121
夕張市役所南支所	南清水沢3丁目48番地 (拠点複合施設りすた内)	0123-59-6111
夕張市教育委員会	南清水沢3丁目48番地 (拠点複合施設りすた内)	0123-57-7581 (ダイヤルイン)
ゆうばり文化スポーツセンター	若菜2番地	0123-56-6046
夕張市旭町浄水場	旭町83番地	0123-52-2590
夕張市清水沢浄水場	清水沢1丁目	0123-59-7956
夕張市平和净化センター	平和1番地	0123-56-5959
夕張市汚泥再生処理センター	平和11番地	0123-56-5200
夕張市富野じん芥埋立処分地施設	富野国有地	0123-52-3057
夕張市立診療所	若菜8番地12	0123-57-7781
夕張市老人福祉会館	若菜3番地	0123-56-6777
夕張市社会福祉協議会	若菜3番地	0123-56-6004
夕張友酉市場	南清水沢4丁目	0123-53-4011
なかよし学童クラブ	清水沢清陵町14番地 (ゆうばり小学校内)	0123-59-3180
すくすく学童クラブ	若菜3番地 (老人福祉会館内)	0123-56-5315

資料第10 災害情報報告様式(北海道報告様式)

災 害 情 報				
報 告 日 時	月 日 時 現 在		発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (振興局・市町村名等)			受 信 機 関 (振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月 日 時 分		災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河 川 水 位 潮 位 波 高 風 速 そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲 料 水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分 設置		
(2)災害救助法の適用状況		地 区 名	被 害 棟 数	罹 災 世 帯
		(救 助 實 施 内 容)		

応急措置の状況	(3)避難の状況		地区名	避難場所	人 数	日 時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
(4)自衛隊派遣要請の状況						
(5)その他措置の状況						
(6) 応急対策出動人員	(ア)出動人員			(イ)主な活動状況		
	市町村職員		名			
	消防職員		名			
	消防団員		名			
	その他(住民等)		名			
	計		名			
その他	(今後の見通し等)					

資料第11

被害状況報告(速報 中間 最終)

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因		月 日 時 現在	
災害発生場所								
発 信	機関(市町村)名				受 信	機関(市町村)名		
	職・氏名					職・氏名		
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分
項目		件数等	被害金額(千円)	項目		件数等	被害金額(千円)	
①人 的 被 害	死 者	人	※ 個人別の氏名、性別、年齢、原因是補足資料で報告。	(5)土 道工事	河 川	箇 所		
	行方不明	人			海 岸	箇 所		
	重 傷	人			砂 防 設 備	箇 所		
	輕 症	人			地 す べ り	箇 所		
	計	人			急 傾 斜 地	箇 所		
②住 家 被 害	全 壊			木	道 路	箇 所		
					棟	箇 所		
					世帯	箇 所		
	半 壊			被	橋 梁	箇 所		
					棟	箇 所		
					世帯	箇 所		
	一部破損			害	小 計	箇 所		
					棟	箇 所		
					世帯	箇 所		
	床上浸水			⑥水	河 川	箇 所		
					棟	箇 所		
					世帯	箇 所		
	床下浸水			漁船	道 路	箇 所		
					棟	箇 所		
					世帯	箇 所		
計			漁港施設	橋 梁	箇 所			
				棟	箇 所			
				世帯	箇 所			
③非 住 家 被 害		全 壊		⑦林 業	下 水 道	箇 所		
		公共建物	棟		公 園	箇 所		
		その他の	棟		崖くずれ	箇 所		
		半 壊				箇 所		
		公共建物	棟			計	箇 所	
④農 業 被 害		半 壊		被	沈没流出	隻		
		公共建物	棟		破 損	隻		
		その他の	棟		計	隻		
		計			漁港施設	箇 所		
		公共建物	棟					
農作物		その他の	棟	共同利用施設	箇 所			
		田	ha	その他施設	箇 所			
		流出・埋没等	ha	漁具(網)	件			
		浸冠水	ha	水産製品	件			
		畑	ha	その他の	件			
流出・埋没等	ha	計						
浸冠水	ha	林 地	箇 所					
農作物	田	治山施設	箇 所					
	畑	林 道	箇 所					
農業用施設		林 产 物	箇 所					
共同利用施設		そ の 他	箇 所					
営農施設		小 計	箇 所					
畜産被害		林 地	箇 所					
その他の		治山施設	箇 所					
		林 道	箇 所					
		林 产 物	箇 所					
		そ の 他	箇 所					
計		小 計	箇 所					
		計	箇 所					

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)							
(8)衛生被害	水道	箇所			(11)社会教育施設被害	公立	箇所									
	病院	公立	箇所			個人	箇所									
		個人	箇所			施設等被害	箇所	計								
	一般廃棄物処理	箇所				鉄道普通	箇所		—							
	施設 清掃	し尿処理	箇所			鉄道施設	箇所									
	火葬場	箇所				被害船舶(漁船除く)	隻									
計			箇所		(13)その他	空港	箇所									
(9)商工被害	商業	件				水道	戸		—							
	工業	件				電話	回線		—							
	その他	件				電気	戸		—							
	計	件				ガス	戸		—							
(10)被公害立文教施	小学校	箇所				ブロック塀等	箇所		—							
	中学校	箇所				都市施設	箇所									
	高校	箇所				計		—								
	その他文教施設	箇所			被害総額											
	計	箇所			火災発生	建物	件									
公共施設被害市町村数			団体			危険物	件									
罹災世帯数			世帯			その他	件									
罹災災者数			人		消防職員出動延人数				人							
災害対策本部の設置状況	道(支庁)															
	市町村名	名称				設置日時	廃止日時									
災害救助法適用市町村名																
補足資料(※別葉で報告)																
○災害発生場所																
○災害発生年月日																
○災害の種類概況																
○人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因)→個人情報につき取扱い注意																
○応急対策の状況																
・避難の勧告・指示の状況																
・避難所の設置状況																
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況																
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況																
・自衛隊の派遣要請、出動状況																
・災害ボランティアの活動状況																
ほか																

資料第12

重要水防区域

令和元年9月1日現在

番号		危険区域							予想される被害				整備計画	
一連	図面	市町村名	地区名	水系名	河川名	流心距離 (km)	危険区域 延長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共 施設	道路	その他	実施 機関	概要
1	1	夕張市	旭町	石狩川	1級 ホンボロカバツ川	0.00~1.00	左右岸 200	溢水	50	—	—	—	道	計画検討中
2	2	"	常盤	"	普通 営林署の沢川	0.00~0.50	" 1,000	"	10	—	—	—	市	一部施工
3	3	"	"	"	" 小野寺の沢川	0.00~0.50	" 1,000	"	30	—	—	—	"	工事完了
4	4	"	"	"	" 館の沢川	0.00~0.80	" 1,600	"	20	—	—	—	"	一部施工済 L=157
5	5	"	富野	"	1級 富野川	0.50~1.25	" 2,500	"	3	—	—	畠 20ha	道	工事完了
6	6	"	清水沢 清陵町	"	1級 夕張川		左岸 0	"	41	—	—	—	"	工事完了
7	7	"	沼ノ沢 1部	"	"	64.20~65.60	左右岸 1,900	"	—	—	—	畠 4ha	"	一部施工
8	8	"	" 川向	"	"		右岸 0	"	2	—	—	畠 4ha	"	工事完了
9	9	"	" 3部	"	"		左岸 0	"	2	—	—	畠 6.9ha	"	"
10	10	"	沼ノ沢	"	1級 ベンケマヤ川	0.00~1.00	左右岸 2,000	"	10	—	—	畠 5ha	"	一部施工

浸水想定区域

市町村	水系名	河川名	種別	水位周知/ 洪水予報	浸水想定区域					洪水浸水 想定区域図	
					洪水浸水 想定区域図		浸水持続時間	家屋倒壊等 氾濫区域図			
					想定最大規模	計画規模		想定最大規模	氾濫龍		
夕張市	石狩川	夕張川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	富野川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	ホルカクルキ川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	滝沢川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	ベンケマヤ川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	志幌加別川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	清水沢川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	ポンポロカベツ川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	遠幌加別川	一般	—	—	—	—	—	—	—	
夕張市	石狩川	阿野呂川	一般	—	—	—	—	—	—	—	

浸水想定区域における要配慮者利用施設

No.	施設名	所在地	種別	対象河川
1	夕張市立ゆうばり小学校	清水沢清陵町14番地	学校	夕張川
2	北海道夕張高等養護学校	千代田7番地	学校	志幌加別川
3	中條医院	紅葉山526番地40	医療施設	夕張川
4	養護老人ホーム夕張紅葉園	紅葉山178番地	社会福祉施設	夕張川
5	グループホーム紅葉の里	紅葉山235番地11	社会福祉施設	夕張川
6	グループホーム紅愛	紅葉山229番地4	社会福祉施設	夕張川
7	ゆうばりデイサービスセンターふるさと	紅葉山231番地70	社会福祉施設	夕張川
8	北海道博愛舎	紅葉山230番地	社会福祉施設	夕張川

○土砂災害危険箇所等一覧

【急傾斜地危険箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イロゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
急 001	I - 0 - 493 - 493	丁未 1	○	○	○
急 002	II - 0 - 488 - 488	丁未 2	○	○	○
急 003	II - 0 - 485 - 485	富岡 1	○	○	○
急 004	II - 0 - 486 - 486	富岡 2	○	○	○
急 005	I - 0 - 507 - 507	福住 1	○	○	○
急 006	II - 0 - 479 - 479	福住 2	○	○	○
急 007	II - 0 - 480 - 480	福住 3	○	○	○
急 008	II - 0 - 481 - 481	福住 4	○	○	○
急 009	II - 0 - 482 - 482	福住 5	○	○	○
急 010	II - 0 - 484 - 484	福住 6	○	○	○
急 011	II - 0 - 483 - 483	高松 1	○	○	○
急 012	III - 0 - 314 - 314	高松 2	○	○	-
急 013	I - 0 - 502 - 502	住初 1	○	○	○
急 014	I - 0 - 506 - 506	住初 2	○	○	○
急 015	II - 0 - 475 - 475	住初 3	○	○	○
急 016	I - 0 - 503 - 503	社光	○	○	○
急 017	I - 0 - 480 - 480	旭町 1	○	○	○
急 018	I - 0 - 489 - 489	旭町 2	○	○	○
急 019	I - 0 - 491 - 491	旭町 3	○	○	○
急 020	I - 0 - 495 - 495	旭町 4	○	○	○
急 021	II - 0 - 463 - 463	旭町 5	○	○	○
急 022	I - 0 - 481 - 481	昭和 (1)	○	○	○
急 023	I - 0 - 485 - 485	昭和 (2)	○	○	○
急 024	II - 0 - 459 - 459	昭和 1	○	○	○
急 025	II - 0 - 460 - 460	昭和 2	○	○	○
急 026	II - 0 - 462 - 462	昭和 3	○	○	○
急 027	II - 0 - 466 - 466	昭和 (3)	○	○	○
急 028	III - 0 - 312 - 312	昭和 4	○	○	-
急 029	I - 0 - 497 - 497	本町 1 丁目 1	○	○	○
急 030	II - 0 - 472 - 472	本町 1 丁目 2	○	○	○
急 031	I - 0 - 496 - 496	本町 3 丁目 1	○	○	○
急 032	I - 0 - 500 - 500	本町 3 丁目 2	○	○	○
急 033	I - 0 - 501 - 501	本町 3 丁目 3	○	○	○
急 034	I - 0 - 504 - 504	本町 3 丁目 4	○	○	○
急 035	II - 0 - 478 - 478	本町 3 丁目 5	○	○	○
急 036	I - 0 - 494 - 494	本町 4 丁目	○	○	○
急 037	I - 0 - 484 - 484	本町 5 丁目	○	○	○
急 038	II - 0 - 464 - 464	本町 6 丁目	○	○	○
急 039	I - 0 - 467 - 467	末広 1 丁目 1	○	○	○

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
急 040	I - 0 - 469 - 469	末広1丁目2	○	○	○
急 041	II - 0 - 457 - 457	末広1丁目3	○	○	○
急 042	II - 0 - 461 - 461	末広1丁目4	○	○	○
急 043	I - 0 - 471 - 471	末広2丁目1	○	○	○
急 044	I - 0 - 478 - 478	末広2丁目2	○	○	○
急 045	III - 0 - 311 - 311	末広2丁目3	○	○	-
急 046	I - 0 - 472 - 472	鹿の谷東丘町1	○	○	○
急 047	I - 0 - 473 - 473	鹿の谷東丘町2	○	○	○
急 048	II - 0 - 454 - 454	鹿の谷東丘町3	○	○	○
急 049	II - 0 - 456 - 456	鹿の谷東丘町4	○	○	○
急 050	I - 0 - 459 - 459	鹿の谷山手町1	○	○	○
急 051	I - 0 - 460 - 460	鹿の谷山手町2	○	○	○
急 052	I - 0 - 464 - 464	鹿の谷山手町3	○	○	○
急 053	II - 0 - 443 - 443	鹿の谷山手町4	○	○	○
急 054	II - 0 - 444 - 444	鹿の谷山手町5	○	○	○
急 055	II - 0 - 445 - 445	鹿の谷山手町6	○	○	○
急 056	I - 0 - 462 - 462	鹿の谷1丁目1	○	○	○
急 057	I - 0 - 463 - 463	鹿の谷1丁目2	○	○	○
急 058	II - 0 - 446 - 446	鹿の谷1丁目3	○	○	○
急 059	II - 0 - 447 - 447	鹿の谷1丁目4	○	○	○
急 060	II - 0 - 448 - 448	鹿の谷1丁目5	○	○	○
急 061	III - 0 - 308 - 308	鹿の谷2丁目1	○	○	-
急 062	III - 0 - 309 - 309	鹿の谷2丁目2	○	○	-
急 063	II - 0 - 451 - 451	鹿の谷	○	○	○
急 064	II - 0 - 449 - 449	鹿の谷3丁目1	○	○	○
急 065	II - 0 - 453 - 453	鹿の谷3丁目2	○	○	○
急 066	I - 0 - 482 - 482	常盤1	○	○	○
急 067	I - 0 - 483 - 483	常盤2	○	○	○
急 068	I - 0 - 486 - 486	常盤3	○	○	○
急 069	I - 0 - 488 - 488	常盤4	○	○	○
急 070	I - 0 - 490 - 490	常盤5	○	○	○
急 071	I - 0 - 492 - 492	常盤6	○	○	○
急 072	II - 0 - 455 - 455	常盤7	○	○	○
急 073	II - 0 - 458 - 458	常盤8	○	○	○
急 074	I - 0 - 461 - 461	千代田1	○	○	○
急 075	I - 0 - 465 - 465	千代田2	○	○	○
急 076	I - 0 - 466 - 466	千代田3	○	○	○
急 077	I - 0 - 468 - 468	千代田4	○	○	○
急 078	I - 0 - 470 - 470	千代田5	○	○	○
急 079	I - 0 - 474 - 474	千代田6	○	○	○
急 080	II - 0 - 452 - 452	千代田8	○	○	○
急 081	III - 0 - 310 - 310	千代田9	○	○	-
急 082	II - 0 - 442 - 442	富野	○	○	○

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローラン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドラン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
急 083	I - 0 - 487 - 487	日吉 1	○	○	○
急 084	I - 0 - 498 - 498	日吉 2	○	○	○
急 085	I - 0 - 505 - 505	日吉 3	○	○	○
急 086	II - 0 - 467 - 467	日吉 4	○	○	○
急 087	II - 0 - 468 - 468	日吉 5	○	○	○
急 088	II - 0 - 469 - 469	日吉 6	○	○	○
急 089	II - 0 - 470 - 470	日吉 7	○	○	○
急 090	II - 0 - 471 - 471	日吉 8	○	○	○
急 091	II - 0 - 473 - 473	日吉 9	○	○	○
急 092	II - 0 - 476 - 476	日吉 10	○	○	○
急 093	II - 0 - 477 - 477	日吉 11	○	○	○
急 094	I - 0 - 475 - 475	若菜 1	○	○	○
急 095	I - 0 - 476 - 476	若菜 2	○	○	○
急 096	I - 0 - 477 - 477	若菜 3	○	○	○
急 097	II - 0 - 465 - 465	平和 1	○	○	○
急 098	II - 0 - 487 - 487	平和 2	○	○	○
急 099	III - 0 - 313 - 313	平和 3	○	○	-
急 100	I - 0 - 508 - 508	清水沢 1 丁目 1	○	○	○
急 101	I - 0 - 509 - 509	清水沢 1 丁目 2	○	○	○
急 102	I - 0 - 510 - 510	清水沢 1 丁目 3	○	○	○
急 103	I - 0 - 511 - 511	清水沢 1 丁目 4	○	○	○
急 104	I - 0 - 512 - 512	清水沢 1 丁目 5	○	○	○
急 105	I - 0 - 514 - 514	清水沢 1 丁目 6	○	○	○
急 106	I - 0 - 515 - 515	清水沢 1 丁目 7	○	○	○
急 107	II - 0 - 491 - 491	清水沢 1 丁目 8	○	○	○
急 108	II - 0 - 492 - 492	清水沢 1 丁目 9	○	○	○
急 109	II - 0 - 496 - 496	清水沢 1 丁目 10	○	○	○
急 110	II - 0 - 497 - 497	清水沢 1 丁目 11	○	○	○
急 111	III - 0 - 316 - 316	清水沢 1 丁目 12	○	○	-
急 112	II - 0 - 501 - 501	清水沢 2 丁目 2	○	○	○
急 113	II - 0 - 502 - 502	清水沢 2 丁目 3	○	○	○
急 114	I - 0 - 518 - 518	清水沢清栄町 1	○	○	○
急 115	I - 0 - 519 - 519	清水沢清栄町 2	○	○	○
急 116	I - 0 - 521 - 521	清水沢清栄町 3	○	○	○
急 117	II - 0 - 503 - 503	清水沢清栄町 4	○	○	○
急 118	II - 0 - 504 - 504	清水沢清栄町 5	○	○	○
急 119	II - 0 - 508 - 508	清水沢清栄町 6	○	○	○
急 120	II - 0 - 508 - 508 - 1	清水沢清栄町 6 (1)	○	○	○
急 121	II - 0 - 511 - 511	清水沢清栄町 7	○	○	○
急 122	II - 0 - 512 - 512	清水沢清栄町 8	○	○	○
急 123	I - 0 - 524 - 524	清水沢清湖町 1	○	○	○
急 124	I - 0 - 525 - 525	清水沢清湖町 2	○	○	○
急 125	II - 0 - 513 - 513	清水沢清湖町 3	○	○	○

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローラン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドラン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
急 126	III - 0 - 318 - 318	清水沢清湖町4	○	○	-
急 127	I - 0 - 516 - 516	清水沢宮前町1	○	○	○
急 128	I - 0 - 517 - 517	清水沢宮前町2	○	○	○
急 129	II - 0 - 507 - 507	清水沢宮前町3	○	○	○
急 130	I - 0 - 520 - 520	清水沢清陵町1	○	○	○
急 131	I - 0 - 522 - 522	清水沢清陵町2	○	○	○
急 132	I - 0 - 523 - 523	清水沢清陵町3	○	○	○
急 133	II - 0 - 509 - 509	清水沢清陵町4	○	○	○
急 134	I - 0 - 513 - 513	南清水沢1丁目1	○	○	○
急 135	I - 0 - 513 - 513 - 1	南清水沢1丁目1-1	○	○	○(要)
急 136	II - 0 - 490 - 490	南清水沢1丁目2	○	○	○
急 137	II - 0 - 495 - 495	南清水沢1丁目3	○	○	○
急 138	II - 0 - 498 - 498	南清水沢2丁目1	○	○	○
急 139	II - 0 - 499 - 499	南清水沢2丁目1	○	○	○
急 140	II - 0 - 500 - 500	南清水沢2丁目2	○	○	○
急 141	III - 0 - 317 - 317	南清水沢2丁目3	○	○	-
急 142	II - 0 - 489 - 489	南清水沢3丁目1	○	○	○
急 143	II - 0 - 493 - 493	南清水沢3丁目2	○	○	○
急 144	II - 0 - 494 - 494	南清水沢3丁目3	○	○	○
急 145	III - 0 - 315 - 315	南清水沢3丁目4	○	○	-
急 146	II - 0 - 505 - 505	南清水沢4丁目1	○	○	○
急 147	II - 0 - 506 - 506	南清水沢4丁目2	○	○	○
急 148	II - 0 - 506 - 506 - 1	南清水沢4丁目2-1	○	○	○
急 149	I - 0 - 527 - 527	南部住の江町1	○	○	○
急 150	II - 0 - 532 - 532	南部住の江町2	○	○	○
急 151	II - 0 - 536 - 536	南部幌南町1	○	○	○
急 152	II - 0 - 541 - 541	南部幌南町2	○	○	○
急 153	III - 0 - 320 - 320	南部幌南町3	○	○	-
急 154	III - 0 - 321 - 321	南部幌南町4	○	○	-
急 155	I - 0 - 529 - 529	南部夕南町1	○	○	○(要)
急 156	II - 0 - 542 - 542	南部夕南町2	○	○	○
急 157	I - 0 - 532 - 532	南部新光町1	○	○	○
急 158	I - 0 - 533 - 533	南部新光町2	○	○	○
急 159	II - 0 - 543 - 543	南部新光町3	○	○	○
急 160	II - 0 - 545 - 545	南部新光町4	○	○	○
急 161	II - 0 - 546 - 546	南部新光町5	○	○	○
急 162	II - 0 - 549 - 549	南部新光町6	○	○	○
急 163	II - 0 - 547 - 547	南部若美町1	○	○	○
急 164	II - 0 - 548 - 548	南部若美町2	○	○	○
急 165	II - 0 - 548 - 548 - 1	南部若美町2(1)	○	○	○
急 166	III - 0 - 322 - 322	南部若美町3	○	○	-
急 167	II - 0 - 550 - 550	南部菊水町1	○	○	○
急 168	II - 0 - 551 - 551	南部菊水町2	○	○	○

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
急 169	I - 0 - 536 - 536	南部青葉町1	○	○	○
急 170	I - 0 - 526 - 526	沼ノ沢1	○	○	○
急 171	II - 0 - 510 - 510	沼ノ沢2	○	○	○
急 172	II - 0 - 514 - 514	沼ノ沢3	○	○	○
急 173	II - 0 - 515 - 515	沼ノ沢4	○	○	○
急 174	II - 0 - 516 - 516	沼ノ沢5	○	○	○
急 175	II - 0 - 517 - 517	沼ノ沢6	○	○	○
急 176	II - 0 - 519 - 519	沼ノ沢7	○	○	○
急 177	II - 0 - 520 - 520	沼ノ沢8	○	○	○
急 178	II - 0 - 521 - 521	沼ノ沢9	○	○	○
急 179	II - 0 - 522 - 522	沼ノ沢10	○	○	○
急 180	II - 0 - 525 - 525	沼ノ沢11	○	○	○
急 181	II - 0 - 527 - 527	沼ノ沢12	○	○	○
急 182	II - 0 - 528 - 528	沼ノ沢13	○	○	○
急 183	II - 0 - 530 - 530	沼ノ沢14	○	○	○
急 184	II - 0 - 531 - 531	沼ノ沢15	○	○	○
急 185	II - 0 - 535 - 535	沼ノ沢16	○	○	○
急 186	I - 0 - 528 - 528	真谷地1	○	○	○
急 187	I - 0 - 530 - 530	真谷地2	○	○	○
急 188	II - 0 - 534 - 534	真谷地3	○	○	○
急 189	II - 0 - 537 - 537	真谷地4	○	○	○
急 190	II - 0 - 538 - 538	真谷地5	○	○	○
急 191	II - 0 - 539 - 539	真谷地6	○	○	○
急 192	II - 0 - 540 - 540	真谷地7	○	○	○
急 193	II - 0 - 544 - 544	真谷地8	○	○	○
急 194	III - 0 - 319 - 319	真谷地9	○	○	-
急 195	I - 0 - 531 - 531	楓1	○	○	○
急 196	I - 0 - 534 - 534	楓2	○	○	○
急 197	I - 0 - 535 - 535	楓3	○	○	○
急 198	II - 0 - 552 - 552	楓4	○	○	○
急 199	II - 0 - 553 - 553	楓5	○	○	○
急 200	II - 0 - 518 - 518	紅葉山1	○	○	○
急 201	II - 0 - 523 - 523	紅葉山2	○	○	○
急 202	II - 0 - 524 - 524	紅葉山3	○	○	○
急 203	II - 0 - 526 - 526	紅葉山4	○	○	○
急 204	II - 0 - 529 - 529	紅葉山5	○	○	○
急 205	II - 0 - 533 - 533	紅葉山6	○	○	○
急 206	I - 0 - 479 - 479	滝ノ上1	○	○	○
急 207	I - 0 - 499 - 499	滝ノ上2	○	○	○
急 208	II - 0 - 474 - 474	滝ノ上3	○	○	○

【土石流危険箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローライン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要)=要配慮者利用施設
土 001	II - 07 - 0570	福住の沢川	○	○	○
土 002	III - 07 - 017	高松1の沢川	○	○	-
土 003	III - 07 - 018	高松2の沢川	○	-	-
土 004	III - 07 - 019	ブトマチャンベツ川左股沢川	○	-	-
土 005	III - 07 - 020	ブトマチャンベツ川右股沢川	○	○	-
土 006	III - 07 - 021	社光1の沢川	○	○	-
土 007	I - 07 - 0560	住初の沢川	○	○	○
土 008	II - 07 - 0540	住初2の沢川	○	○	○
土 009	II - 07 - 0530	ポンボロカベツ川一の沢川	○	○	○
土 010	I - 07 - 0510	ショウワノ沢川支流川	○	-	○
土 011	II - 07 - 0520	ショウワノ沢川	○	-	○
土 012	I - 07 - 0580	寺院沢川	○	○	○
土 013	III - 07 - 022	本町2の沢川	○	○	-
土 014	I - 07 - 0480	学校の沢川	○	-	○
土 015	I - 07 - 0500	病院沢川	○	○	○
土 016	II - 07 - 0490	千代田の沢川	○	○	○
土 017	II - 07 - 0590	冷水山の沢川	○	○	○
土 018	II - 07 - 0600	鹿の谷沢川	○	○	○
土 019	III - 07 - 016	学校裏の沢川	○	○	-
土 020	I - 07 - 0610	常盤2の沢川	○	-	○
土 021	I - 07 - 0620	常盤3の沢川	○	-	○
土 022	I - 07 - 0630	常盤4の沢川	○	-	○
土 023	I - 07 - 0640	ダチノ沢川	○	-	○
土 024	II - 07 - 0630 -1	小野寺の沢	○	○	○
土 025	III - 07 - 023	常盤の沢川	○	○	-
土 026	III - 07 - 024	常盤5の沢川	○	○	-
土 027	III - 07 - 025	営林署の沢川	○	○	-
土 028	I - 07 - 0430	若菜学校の沢川	○	○	○
土 029	I - 07 - 0440	千代田1の沢川	○	○	○
土 030	I - 07 - 0450	千代田2の沢川	○	○	○
土 031	I - 07 - 0460	小沢川	○	-	○
土 032	II - 07 - 0470	新千代田沢川	○	○	○
土 033	III - 07 - 014	千代田東1の沢川	○	-	-
土 034	III - 07 - 015	千代田東2の沢川	○	-	-
土 035	II - 07 - 0230	富野川右1の沢川	○	-	○
土 036	II - 07 - 0240	富野の沢川	○	○	○
土 037	II - 07 - 0250	富野川右2の沢川	○	○	○
土 038	II - 07 - 0260	富野川右3の沢川	○	-	○
土 039	II - 07 - 0650	日吉沢川	○	-	○
土 040	II - 07 - 0660	日吉1の沢川	○	○	○
土 041	III - 07 - 026	日吉神社の沢川	○	-	-
土 042	I - 07 - 0670	清水沢2丁目の沢川	○	○	○

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者利用施設
土 043	II - 07 - 0680	清栄1の沢川	○	○	○
土 044	II - 07 - 0690	葛西の沢川	○	○	○
土 045	III - 07 - 027	清栄町2の沢川	○	○	-
土 046	III - 07 - 028	ワサビの沢川	○	-	-
土 047	III - 07 - 047	清湖1の沢川	○	-	-
土 048	III - 07 - 048	清湖2の沢川	○	○	-
土 049	III - 07 - 049	清湖3の沢川	○	○	-
土 050	I - 07 - 0770	清陵沢川	○	○	○
土 051	III - 07 - 050	砂金の沢川	○	-	-
土 052	I - 07 - 0410	南清水沢川	○	-	○(要)
土 053	II - 07 - 0400	南清水沢3丁目沢川	○	-	○
土 054	II - 07 - 0420	服部の沢川	○	-	○
土 055	III - 07 - 012	陽光団地の沢川	○	○	-
土 056	III - 07 - 013	南清水沢左の沢川	○	-	-
土 057	II - 07 - 0700	遠幌町沢川2号沢川	○	○	○
土 058	III - 07 - 031	遠幌町沢川1号沢川	○	○	-
土 059	I - 07 - 0720	南部2号沢川	○	○	○
土 060	II - 07 - 0710	若美町沢川	○	-	○
土 061	I - 07 - 0730	滝の沢川	○	○	○
土 062	I - 07 - 0740	南部大宮の沢川	○	○	○
土 063	III - 07 - 032	大宮1の沢川	○	○	-
土 064	III - 07 - 033	大宮2の沢川	○	○	-
土 065	II - 07 - 0750	ヤマゴの沢川	○	○	○
土 066	II - 07 - 0760	青葉1の沢川	○	○	○
土 067	III - 07 - 046	青葉2の沢川	○	○	-
土 068	III - 07 - 036	千年2の沢川	○	○	-
土 069	III - 07 - 039	錦町沢川	○	○	-
土 070	III - 07 - 041	鹿島富士見の沢川	○	-	-
土 071	III - 07 - 042	北栄の沢川	○	○	-
土 072	III - 07 - 043	鹿島北栄の沢川	○	○	-
土 073	I - 07 - 0390	沼ノ沢一部の沢川	○	○	○
土 074	II - 07 - 0380	山本右の沢川	○	○	○
土 075	II - 07 - 0780	沼の沢1の沢川	○	-	○
土 076	II - 07 - 0790	沼の沢2の沢川	○	○	○
土 077	II - 07 - 0820	沼の沢3の沢川	○	-	○
土 078	II - 07 - 0830	沼の沢4の沢川	○	-	○
土 079	III - 07 - 011	鬼首山の沢川	○	○	-
土 080	I - 07 - 0800	北岸寺の沢川	○	-	○
土 081	II - 07 - 0810	真谷地地区の沢川	○	○	○
土 082	III - 07 - 052	真谷地1号沢川	○	○	-
土 083	III - 07 - 053	真谷地2号沢川	○	○	-
土 084	III - 07 - 054	真谷地3号沢川	○	○	-
土 085	III - 07 - 055	真谷地4号沢川	○	-	-
土 086	III - 07 - 056	病院の沢川	○	○	-
土 087	III - 07 - 057	病院の沢右川	○	-	-

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要)=要配慮者利用施設
土 088	III - 07 - 058	真谷地5号沢川	○	○	-
土 089	III - 07 - 059	真谷地6号沢川	○	○	-
土 090	I - 07 - 0850	楓一の沢川	○	○	○
土 091	II - 07 - 0860	楓小学校の沢	○	○	○
土 092	II - 07 - 0870	滝の沢	○	-	○
土 093	III - 07 - 063	ホロカクルキ川	○	○	-
土 094	III - 07 - 064	楓中の沢川	○	-	-
土 095	III - 07 - 065	楓二の沢川	○	○	-
土 096	I - 07 - 0360	初ヶ台の沢川	○	○	○
土 097	II - 07 - 0350	八線沢	○	○	○
土 098	II - 07 - 0370	中島の沢川	○	-	○
土 099	II - 07 - 0840	久留喜1の沢川	○	-	○
土 100	II - 07 - 0880	真鍋の沢川	○	-	○
土 101	II - 07 - 0890	藤田の沢川	○	-	○
土 102	II - 07 - 0900	ガラガラ沢	○	○	○
土 103	II - 07 - 0910	多喜の沢川	○	○	○
土 104	II - 07 - 0920	川向の沢川	○	-	○
土 105	III - 07 - 061	紅葉山橋の沢川	○	○	-
土 106	III - 07 - 062	ポンクルキ橋横の沢川	○	○	-
土 107	III - 07 - 066	佐賀の沢川	○	-	-
土 108	III - 07 - 067	久留喜2の沢川	○	○	-
土 109	III - 07 - 068	久留喜3の沢川	○	○	-
土 110	II - 07 - 0310	滝ノ上1の沢川	○	○	○
土 111	II - 07 - 0320	滝ノ上2の沢川	○	○	○
土 112	II - 07 - 0330	横山の沢	○	-	○
土 113	II - 07 - 0340	滝ノ上4の沢川	○	-	○
土 114	II - 07 - 0930	中山の沢川	○	-	○

【地すべり危険箇所】

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	人家等の有無 (要) = 要配慮者 利用施設
地 001	0 - 68 - 434	夕張本町（3）	○	-	○
地 002	0 - 18 - 18	夕張本町	○	-	○ (要)
地 003	0 - 17 - 17	末広	○	-	○
地 004	0 - 16 - 16	鹿の谷	○	-	○
地 005	0 - 15 - 15	平和（2）	○	-	-
地 006	〈5〉 0 - 209 - 1	夕張市－1	○	-	-
地 007	0 - 13 - 13	南清水沢（2）	○	-	○
地 008	0 - 12 - 12	南清水沢	○	-	○
地 009	0 - 21 - 21	南部	○	-	○
地 010	0 - 20 - 20	真谷地	○	-	○
地 011	〈5〉 0 - 209 - 2	夕張市－2	○	-	○ (要)
地 012	0 - 11 - 11	紅葉山	○	-	○

土砂災害警戒区域における要配慮者利用施設

No.	所在 地	施 設 名 称	警 戒 区 域	特 別 警 戒 区 域
1	南清水沢1丁目55番地1	特別養護老人ホーム清光園	○	
2	紅葉山231番地70	ゆうばりデイサービスセンターふるさと	○	
3	南部夕南町18番地	一般社団法人ばれっとふあーむ	○	○
4	南清水沢1丁目124番地	シルバー共同住宅 陽光	○	○

ガス湧出による危険宅地

番号	宅地危険区域			予想される被災			災害対策に関する問題点	現在の勧告 行政指導		<u>災害防止対策</u>
	地区名	所 在 地	面 積 (m ²)	世帯数 (戸)	人 口 (人)	公共施設		年月日	区 分	
1	本 町	本町 3 丁目 石切神社駐車場上	20,000	25	58		ガス湧出により人体等に危険			道より可燃性ガス測定器の貸与を受け、地域住民間で室内のガス自主測定を行う。
2	南 部	南部東町	32,200	30	50		住宅地内の地下より火災並びに有毒ガスが発生、人体等に危険			昭和 55 年度、地下に密閉壁を設置、注水により完全消火させる。その後は観測を続けて監視にあたる。

資料第16

簡易型地震被害想定システムによる被害想定一覧

	(ケース1)	(ケース2)	(ケース3)
震源位置	岩見沢断層帯	馬追丘陵西縁断層帯	市内中心部(任意の一点)を震源 北緯43° 03' 00" 東経142° 06' 45"
震源の深さ	0 km		
地震の規模	石狩低地東縁断層帯の強震動評価により マグニチュード7.9		
震度	IV+ ~ VI-	IV+ ~ VI-	V+ ~ VI+
世帯総数	8, 840 世帯		
木造家屋数	6, 573 棟		
人口	21, 090 人		
発生日及び時刻	1月1日18時(冬期でストーブ等の火器を使用している時間帯)		
被害家屋	45(29.2)	40(26.0)	691.9(449.0)
出火件数	5(3.2)	4.2(2.7)	30.5(19.8)
被害者(死者)数	1.8(1.2)	1.6(1.0)	26.9(17.5)

()は人口の減少率64.9%をもとに再計算し推計したもの

$$(H19\cdot4末人口 12, 552人) \div (H2国勢調査 20, 969人) \times 100 = 59.9\%$$

・国勢調査メッシュ(1km × 1km)データを使用しており、夕張市の数値と必ずしも合致するものではない。
(行政区の境界にあるメッシュについては、大きい面積の自治体に含まれる)

平成2年国勢調査

人口	20,969 人
世帯数	8,791 世帯
一世帯当たりの人口	2.39 人

平成19年4月末住民基本台帳

人口	12,552 人
世帯数	6,536 世帯
一世帯当たりの人口	1.92 人

想定地震及び被害予測

1 周辺の活断層等と想定地震

近郊に石狩低地東縁断層帯(全長66km)があり、強震動評価では地震規模マグニチュード7.8と予想されている。(H16・11・29 地震調査研究本部)

(1) 震源の決定

a 断層を震源とする場合(線震源)

石狩低地東縁断層帯の内、北部の岩見沢断層帯と南部の馬追丘陵西縁断層帯の2ケースを想定

b 市内の任意の一点を震源とする場合(点震源)

非常に大きな被害をもたらすケースを想定

	震 源	震 源 位 置	長さ
ケース1	岩見沢断層帯	始点N43° 05' 16" • E141° 44' 53" 終点N43° 12' 31" • E141° 47' 18"	13km
ケース2	馬追丘陵西縁 断層帯	始点N42° 55' 32" • E141° 43' 18" 終点N42° 55' 19" • E141° 47' 59"	20km
ケース3	市内の中心部	N43° 03' 00" • E142° 06' 45"	

(2) 震源の深さ

活断層と直接関係する地震は大部分、深さ20Km以浅でおこる比較的震源の浅い(浅発地震)であり、内陸型被害地震の多くは震源の深さが0kmであること等を考慮して、地震被害が最大となる震源の深さを 0kmとする。

2 被害想定ツール 簡易型地震被害想定システム

消防庁が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成7年度に消防研究所において開発したシステムで、比較的容易に、しかも瞬時に被害想定が可能である。

全都道府県、政令指定都市を始め、全国1100件以上の自治体・消防本部等ですでに活用されている。

(1) システムの特徴

- a 具体的な地震被害想定項目は、①木造家屋被害の推計、②出火件数の推計、③死者数の推計である。
- b 広域の被害状況を推計可能。
- c 国土数値情報、国勢調査地域メッシュデータを利用しており、新たなデータを作成する必要がない。

(2) 被害想定に対する考え方

地震動の強さの推定には国土数値情報を、家屋倒壊・死者・出火に関する被害の推定には国勢調査地域メッシュデータをそれぞれ使用している。

メッシュデータとは、全国約39万の1km×1kmのメッシュごとに、緯度・経度の情報と併せてその内容を表すコードによって与えられており、平成2年の国勢調査結果は、国土庁の国土数値情報と全く同じメッシュにより、作成されている。

(3) 数値の補正

システム上、平成2年の国勢調査結果を基本としており、人口動態の変化が激しい地域では、現実とは乖離する可能性がある。当面、消防研究所においては、データの更新は行わないとしているが、人口の減少率をもって補正しても誤差は許容範囲内とのことであった。

資料第 17

除雪機械配置表

市道関係

令和 7 年 7 月 1 日現在

機械名							
地区名	市有重機	台数	作業車	台数	借上げ車	台数	合計
本町地区	ロータリー	2	道路パトロールカー	1	ショベル	6	12
	グレーダー	1					
	ショベル	2					
清水沢地区	ロータリー	2	道路パトロールカー 小型トラック	1 3	ショベル	5	15
	グレーダー	1					
	トラック	1					
	ショベル	2					
沼ノ沢地区					ショベル	2	2
紅葉山地区 滝ノ上地区	ショベル	1			ショベル	2	3
南部地区					ショベル	4	4
富野地区					ショベル	1	1
計		12		5		20	37

道道関係

地区別	機械名・台数	計
貸与車両 委託車 (夕張道路維持車両)	・ロータリー 4台 ・グレーダー 1台 ・除雪トラック 4台 ・凍結防止剤散布機 1台 ・ショベル 4台	14

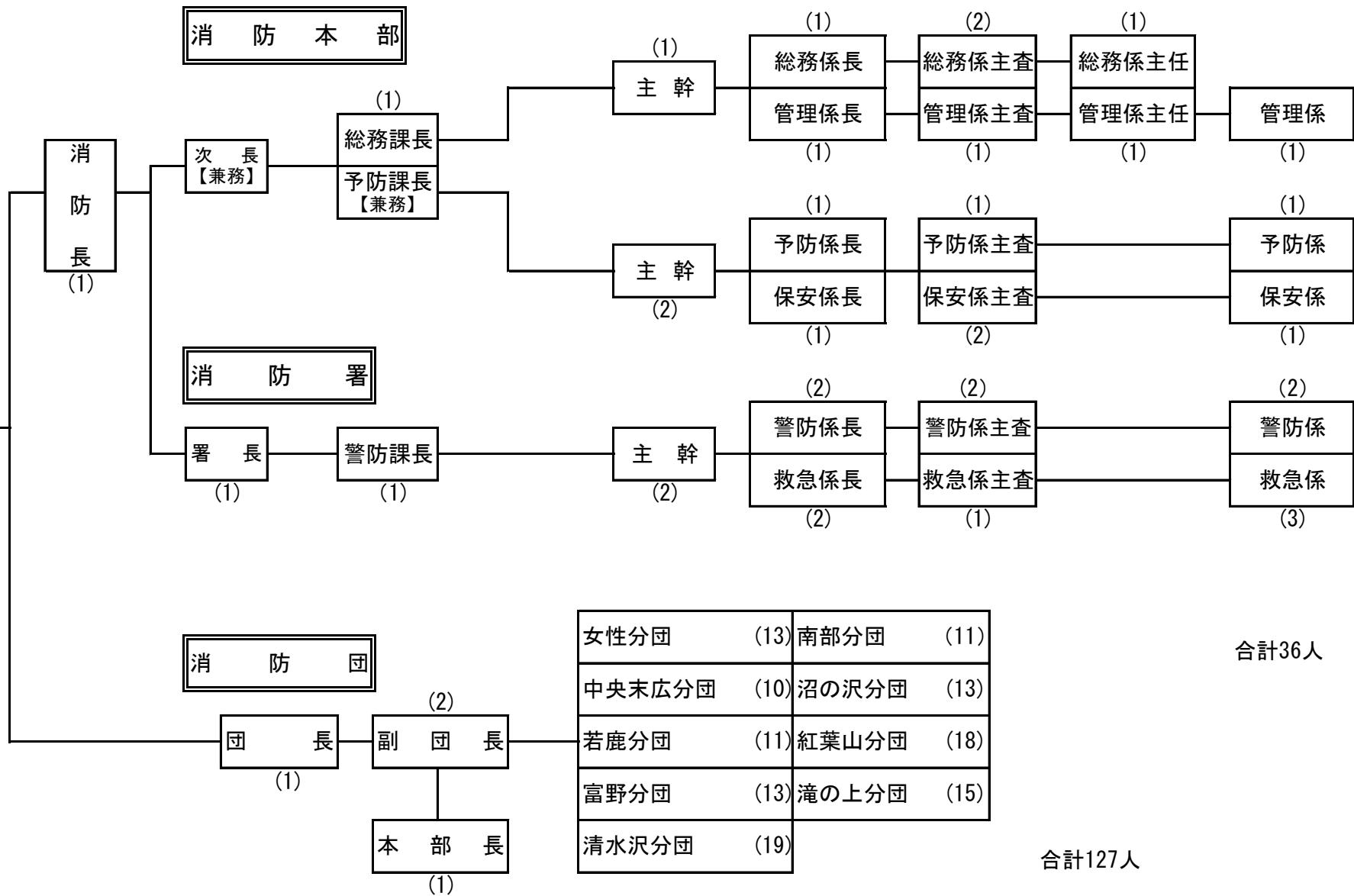
国道関係

地区別	機械名・台数	計
紅葉山 (北宝建設) 除雪センター	・除雪トラック 4台 ・ロータリー 1台 ・凍結防止剤散布機 1台 ・ドーザ 3台 ・小型除雪車 2台	11

資料第18

1. 消防組織

消防組織表

資料番號
18-1

消防施設

令和7年9月1日現在

種 別		消防職員 及 団 員 び 数		ポンプ自動車台数	小動ポンプ台数	型式力数	その他の自動車台数	貯水槽個数	消火栓個数	河川・池・他 プール個数	加入電話	ホース本数	超短波無線電話
		職員	団員										
所属別													
合	計	36	127	11	11		9	134	210	155	9	717	40
消 防 本 部		21					3				1		3
消 防 署		15		3	3		6	28	66	7	1	254	29
消 防 団	本 部		4										
	女性分団	13											
	中央・末広分団	10	1	1			29	26		16	1	58	1
	若鹿分団	11	1	1			29	34		15	1	58	1
	富野分団	13	1	1			1	3		18	1	57	1
	清水沢分団	19	1	1								58	1
	南部分団	11	1	1			18	31		9	1	58	1
	沼の沢分団	13	1	1			15	25		53	1	58	1
	紅葉山分団	18	1	1			12	20		25	1	58	1
	滝の上分団	15	1	1			2	5		12	1	58	1

火災出動計画

令和6年9月1日現在

消防施設整備計画

1 消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車を含む）の整備

消防力の整備指針に基づく消防ポンプ自動車の台数を維持するため、適宜更新する等整備を図る。

2 特殊車両の整備

危険物災害及び特殊災害における人命救助等に対処するため、化学車、救助工作車及び電源照明車等を計画的に整備する。

3 消防通信施設の整備

(1) 高度情報化時代にかなった災害現場との間で、必要な情報の伝達や指令などを行う消防緊急通信指令施設など、消防緊急情報システムの高度化を図る。

(2) 無線電話機

消防車両に搭載する移動局無線電話機は、車両の整備に合わせ整備を図る。

4 消防水利の整備

まちの形態の変化等に対応した消防水利の適切な配置を行うため、消防力の基準に基づき、防火水槽及び消火栓の整備を図る。

5 消防庁舎等の整備

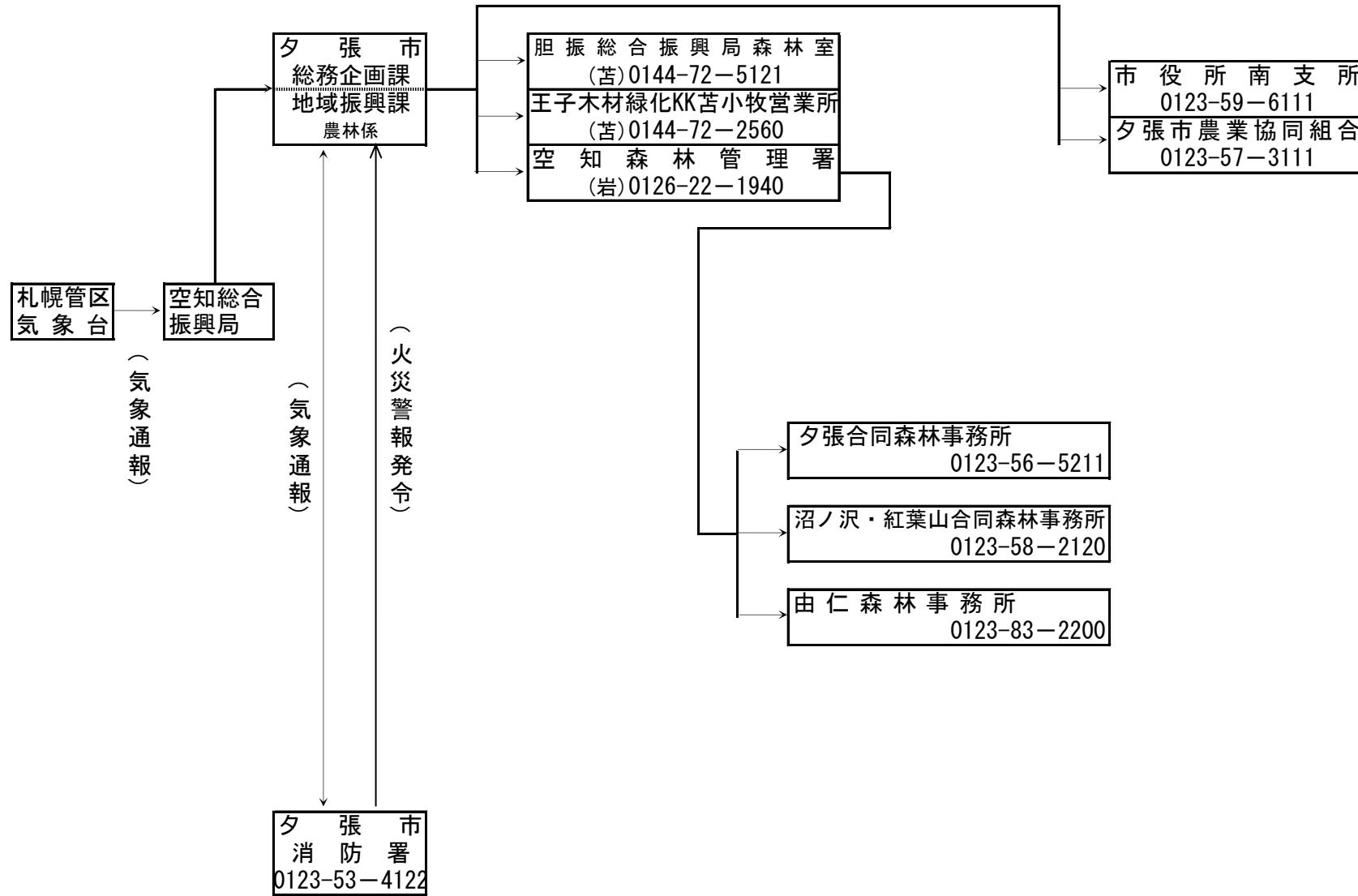
消防対象物形態の変遷等による消防体制の充実強化と、災害出動体制の万全を期すため、消防署及び消防団拠点施設を適所に配置し、火災予防と火災による被害の阻止に努める。

6 可搬動力ポンプの整備

消防ポンプ自動車の進入困難な消防水利の使用のほか、山林地域の災害に対処するため、小型動力ポンプの整備を図る。

資料第22

林野火災気象通報等連絡系統図



防災活動班組織表

防災活動班本部（夕張市消防本部）

班 長 署 長

副班長
班付
團長
副團長(2名)
本部長(1名)

本部付(3名)
消防本部職員

活 動 本 部			
名 称	隊員数(職員)	名 称	隊員数(団員)
消防署	課長以下 32	女性分団	分団長以下 13
		中央末広分団	" 10
		若鹿分団	" 11
		富野分団	" 13
		清水沢分団	" 19
		南部分団	" 11
		沼の沢分団	" 13
		紅葉山分団	" 18
		滝の上分団	" 15
計	32	計	123

特別防災活動隊組織表

隊 長 坂 本 豊
副隊長 中 島 功 治

地区別	所在地	電 話	名 称		人 員 (人)	小 計 (人)	合 計 (人)
社 光 住 初 班	夕張市本町	52-3161	丸七氏家建設(株)		3	3	
本 町 旭 町 班	夕張市末広	52-2551	日管建設(株)		10	10	
鹿 の 谷 班	夕張市鹿の谷	52-2430	(株) 泉工務店		4	4	
清 水 沢 班	夕張市清水沢 " " " " " " " " "	59-7151 59-3125 59-7236 59-2431	(有) 永井組 (株) 夕電 大晃電気工業(株) 北寿産業(株)		7 3 6 11	27	
紅葉山 南 部 班	夕張市南部 " "	55-2522 55-2228	北宝建設(株) 坂本建設工業(株)		30 6	36	83

建設機械動員計画

1 市所有建設機械

令和7年7月1日現在

機械名	台数	型式	配置場所	摘要
グレーダー	2台	3.7m級	清水沢除雪センター	土木課所管
		"	本町除雪センター	
ショベルドーザー	5台	13t級	本町除雪センター	土木課所管
		"(2台)	清水沢除雪センター	
		"	紅葉山除雪センター	
		11t ドーザー+100PS	本町除雪センター	
ロータリー	4台	200PS	"	土木課所管
		"	清水沢除雪センター	
		105PS(歩道用)	"	
		100PS(歩道用)	本町除雪センター	
ダンプトラック	4台	いすゞ 4t積	市役所車庫	市民課所管
		2t積	道路維持センター	土木課所管
		3tユニック	道路維持センター	
		3t	道路維持センター	
ショベルローダー	1台	コマツ WA100-8	富野じん芥埋立地	市民課所管
ミニ油圧ショベル	1台	305CA	道路維持センター	土木課所管
クローラ式油圧ショベル	1台	コマツ PC-160LC-8	道路維持センター	土木課所管
クローラ式油圧ショベル	1台	コマツ PC-220-11	富野じん芥埋立地	市民課所管

2 建設業者所有建設機械

会社名	所在地	電話	代表者	建設機械器具							
				トラック(大型)	トラック(普通)	ブルドーザー	ショベルドーザー	動力ポンプ	コンフレッサー	バックホウ	バック杭(小型)
丸七氏家建設(株)	本町	52-3161	氏家 聰太		1			1		2	
北宝建設(株)	南部	55-2522	中島 功治	8	5			7			5
日管建設(株)	末広	52-2551	大島 敏宏						1		
(株)泉工務店	鹿の谷	52-2430	泉 知典		1				1		1
北寿産業(株)	清水沢	59-2431	柳沼 伸幸	5	3	3	12		4	12	4
(有)永井組	清水沢	59-7151	佐藤 広光		2			4		1	
坂本建設工業(株)	南部	55-2228	中島 功治		3			4		1	2
大晃電機(株)	清水沢	59-7236	柿崎 英俊		1			1			
(有)みのしま建設	清水沢	59-3997	蓑島 範之		1						
白倉建設(株)	本町	52-1114	白倉 信義		1						
(有)三建工業	日吉	56-6688	杉村 進		2			5	3	1	3
(有)北一建商	南清水沢	59-7954	佐々木 保	1	2			2			4
駒井電気興業(株)	南清水沢	59-3021	駒井 博行							1	
東亜建材工業(株)	清水沢	52-3219	佐伯 真司	4				3			2
(株)玉置組	日吉	56-6676	玉置 治		1			1			
北陽興業(株)	南清水沢	59-3525	柳沼 宏明	1		1	4			1	3

資料第 26

資器材の備蓄及び現状

1 応急資材の備蓄状況

令和7年7月1日現在

保 管 場 所	品 名	数 量	備 考
道路維持センター	ビニール土のう袋	1,600	
中央末広分団	"	700	
富野分団	"	450	
若鹿分団	"	190	
消防署	"	710	
沼の沢分団	"	519	
紅葉山分団	"	179	
滝の上分団	"	0	
南部分団	"	318	
合 計		4,666	

2 水防器材現有狀況

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

令和 7 年 9 月 1 日現在

区分	所在地	避 難 所					避難対象地区	備 考
		名 称	電話番号	管 理 者		収容可能人員	給食可能人員	
区分	所在地			職	電話番号			
1	若菜	夕張高等養護学校	56-5530	校 長	56-5530	594		平和、日吉、千代田
2	"	ゆうばり文化スポーツセンター	56-6046	市 長	56-6046	2,101		鹿の谷 1~3 丁目、東丘町、山手町 特公 2 回線
3	日吉	ケアハウスレインボーヒルズ	56-6666	理事長	56-6666	165		平和、日吉、若菜
4	清水沢	ゆうばり小学校	59-7328	校 長	59-7328	2,288		清水沢 1~3 丁目、清水沢清栄町 清水沢宮前町、清水沢清湖町 清水沢清陵町、清水沢宮前町
5	南清水沢	夕張中学校	59-7340	校 長	59-7480 (校長室)	2,970	500	南清水沢 1~4 丁目 特公 2 回線
6	"	夕張高等学校	59-7808	校 長	59-7110	462		南清水沢 1~4 丁目
7	南部	ゆうばり自然体験塾	55-2211	代表取締役社長	0164-22-7911	292		南部地区
8	沼ノ沢	農業研修センター	57-2960	運営委員長	57-3436	272		沼ノ沢 特公 2 回線
9	"	あ・りーさだ	57-3883	代表理事	57-3883	1,110		沼ノ沢、真谷地
10	紅葉山	夕張紅葉園	58-2330	理事長	58-2330	421		紅葉山

※ 文化スポーツセンター内サブアリーナは収容人員から除く。

避難所一覧表

区分	所在地	避 難 所					避難対象地区	備 考	
		名 称	電話番号	管 理 者		収容可能人員	給食可能人員		
				職	電話番号				
1	鹿の谷	鹿の谷生活館		運営会長		145		鹿の谷1~3丁目、東丘町、山手町	
2	富野	富野生活館		町内会長		200		富野	
3	千代田	千代田コミュニティセンター		運営委員長		128		千代田	
4	常盤	創価学会夕張平和会館	53-2105	事務長	53-2105	418		常盤、東丘町	
5	清水沢	清水沢生活館		運営委員長		149		清水沢1~3丁目	
6	"	旧さわやかホール		理事長		158		清水沢清陵町	
7	"	南清水沢生活館		運営委員長		160		南清水沢1~4丁目	
8	南部	南部コミュニティセンター		運営委員長		227		南部地区	
9	真谷地	真谷地6区集会所		町内会長		94		真谷地	
10	滝ノ上	滝の上生活館		町内会長		358		滝ノ上	
11	楓	楓集会所		町内会長		54		楓・登川	

福祉避難所一覧表

区分	所在地	避 難 所						避難対象地区	備 考		
		名 称	電話番号	管 理 者		収容可能人員	給食可能人員				
				職	電話番号						
1	紅葉山	夕張紅葉園	58-2330	理事長	58-2330	24		全市			
2	若菜	夕張高等養護学校	56-5530	校 長	56-5530	28		全市			
3	清水沢	旧さわやかホール	/	理事長		26		全市			

主要食料保管場所及び在庫一覧表

令和 6 年 9 月 1 日現在

(1) 米穀卸売販売業者

地区名	卸売販売業者の名称	電話番号	所在地
夕張	南空知食糧（株）	0126-22-3151	岩見沢市 1 条東 1 丁目
夕張	ホクレン岩見沢支所	0126-22-6096	岩見沢市 5 条西 5 丁目

(2) 米穀在庫状況

本市における 1 カ月の米穀消費量は、96,000 kg (1,600 倆) であるが、常時小売店 (38 店舗) には在庫として 12,000 kg (200 倆) の米穀がある。

(3) パン製造所及び調達可能数量

地区名	製パン業者の名称	業者氏名	電話番号	所在地	調達可能数量
紅葉山	阿部商店	阿部広昭	58-2029	夕張市紅葉山 56 番地	3,000 個

給水計画表

令和 7 年 3 月 31 日現在

番号	種別	水源地	平常時における給水内容			災害時における応急給水計画					
			給水区域	給水人口(人)	給水量(m³/日) ※	他水源よりの補給		タンク車等による補給			
						水源名	給水可能区域	補給区域	応急給水量	補給方法	
1	上水道	(市役所) 旭町	丁未・富岡 福住・高松・社光 本町 1~6 丁目・旭町 住初・昭和・末広 1~2 丁目・鹿の谷 1~3 丁 目・鹿の谷山手町・ 鹿の谷東丘町・千代 田・常盤・若菜・日吉・ 平和・富野	1,817	519	なし	給水区域 全 域	1,817 人 × 4 ドル =7.3 m³	清水の沢 給水区域より 10.0 m³ × 1 回 =10.0 m³	清水の沢 給水区域より 1.0m³ × 1 回 = 1 m³	
2	上水道	(市役所) 清水の沢	清水沢(1~3 丁目・宮 前町・清栄町)南清水 沢(1~4 丁目)・清陵 町・清湖町・沼/沢真谷 地・紅葉山・滝ノ上・ 楓・登川・住江町・岳 見町・夕南町・幌南町・ 遠幌町・ 大宮町・東町・若美町・ 新光町・菊水町・青葉 町	4,215	1089	なし	給水区域 全 域	4,215 人 × 4 ドル =16.9 m³	旭町 給水区域より 10.0 m³ × 2 回 =20.0 m³	旭町 給水区域より 1.0m³ × 1 回 = 1 m³	

※令和 6 年度年間有収水量平均

資料第30 じん芥処理計画表

地区	収集区域	一般ゴミ		資源ゴミ			
		午前	午後	第1・3午前	第1・3午後	第2・4午前	第2・4午後
本町	住初・社光	月・木			火		
	本町						
	旭町						
	昭和						
	末広			水			
	鹿の谷	火・金			木		
	富野	水		火			
若菜	常盤	火・金		水			
	若菜		月・木	火			
	千代田						
	日吉・虹ヶ丘	火・金		水			
	平和		月・木	火			
清水沢	清水沢(1~3丁目)		火・金		水		
	清水沢(清栄町)	火・金		木			
	清水沢(宮前町)						
	清水沢(清陵町)		火・金			水	
	清水沢(清湖町)	水					
	南清水沢(1・3丁目)		火・金			木	
	南清水沢(2・4丁目)						木
	南清水沢(熊の沢)	水				木	
	南清水沢(清水沢工業団地)						木
南部	南部	火・金			水		
	南部(遠幌農地)	水					
沼ノ沢	沼ノ沢(市街地)		月・木		火		
	沼ノ沢(農地)	水					
	真谷地		月・木				火
紅葉山	紅葉山(市街地)	月・木					水
	紅葉山(農地)・久留喜	水					火
	楓・登川		月・木				
	滝ノ上	月・木					
	滝ノ上(農地)	水					
備考 ○ 富野じん芥埋立処分地配備車 ショベルローダー1台、ブルドーザー1台、クローラー式油圧ショベル1台、中型ダンプ4t車1台 ○ 管理用車両 清掃巡回車1台							

ヘリコプター離発着場

平成 29 年 9 月 1 日現在

番号	施設名	所在地	著名地点からの方向及び距離 (km)	施設管理者
1	サングリンスポーツヴレッジ (平和運動公園陸上競技場)	平和 1 番地	夕張高等養護学校から 南東 0.9	教育委員会
2	夕張紅葉園グラウンド	紅葉山	新夕張駅から南 0.4	理事長
3	ゆうばり小学校グラウンド	清水沢清陵町	清水沢駅から南東 0.8	学校長
4	ゆうばり自然体験塾グラウンド	南部岳見町	清水沢駅から北東 4.0	代表取締役社長
5	あ・りーさだグラウンド	沼ノ沢	沼ノ沢駅から南 0.2	代表理事

市内医療機関

令和 6 年 9 月 1 日現在

名 称	所 在 地	電話番号	ベッド数	備 考
夕張市立診療所	若菜 8 番地	57-7781	19	
南清水沢診療所	南清水沢 4 丁目 8	59-7085		
中條医院	紅葉山 526 番地	58-2350		

(参考資料)

夕張市防災會議條例

昭和38年3月25日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、夕張市防災會議（以下「防災會議」という）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災會議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 夕張市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画を調査審議すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災會議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、予めその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (2) 北海道の知事の部内の職員のうちから、市長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから、市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、市長が任命する者
 - (8) その他市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることが出来る。

(専門委員)

第4条 防災會議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことが出来る。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災會議の議事、その他防災會議の運営に関し必要な事項は、会長が防災會議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月17日条例第33号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月15日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月27日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年6月28日条例第79号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

夕張市防災会議運営要綱

（目的）

第1条 夕張市防災会議（以下「防災会議」という）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び夕張市防災会議条例（昭和38年条例第13号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（会長の職務代理）

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という）に事故があるときは、防災会議委員（以下「委員」という）である夕張市副市長が、その職務を代理する。

（防災会議の招集及び代理出席）

第3条 防災会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることが出来る。

3 会長は前項の招集要求に対し緊急を要すると認めるときは、防災会議を招集する。

4 委員が事故のため出席出来ないときは、当該委員の指名した者をもって代理出席することが出来る。

（会議の定足数）

第4条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことが出来ない。ただし、緊急を要するときはこの限りではない。

（表 決）

第5条 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

（幹 事）

第6条 防災会議に幹事若干名を置く。

2 幹事は、防災会議の委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（会長への委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

夕張市災害対策本部条例

昭和38年3月25日

条例第14号

改正 昭和40年6月17日条例第23号 昭和57年10月1日条例第30号

昭和62年 3月13日条例第 5号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、夕張市災害対策本部（以下「災害対策本部」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総轄し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部に班を置くことが出来る。

2 班に属すべき災害対策本部員その他の職員は、災害対策本部長が定める。

3 班に班長を置き、災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年6月17日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月1日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月13日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年9月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月 日条例第 号）

この条例は、公布の日から施行する。

夕張市災害対策本部運営要綱

(趣旨)

第1条 夕張市災害対策本部の運営等については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び夕張市災害対策本部条例（昭和38年条例第13号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副市長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という）は教育長、消防長、各課長及び別に指名する者をもって充てる。

(対策班)

第4条 災害対策本部に次の班を置く。ただし、災害の状況により一部の班を設置しないことがある。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 総括班 | (6) 土木水道班 |
| (2) 財務調査班 | (7) 医療班 |
| (3) 避難救護班 | (8) 教育対策班 |
| (4) 環境衛生班 | (9) 防災活動班 |
| (5) 建設班 | |

2 班長は、各課長及び別に指名する者をもって充てる。

3 班に属すべき職員は、別に定めるところによる。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し、災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議し、その推進にあたる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は、総務課において処理する。

北海道震災建築物応急危険度判定士認定制度要綱

第1 趣 旨

この要綱は、地震により被害を受けた建築物による人的被害を防止するため、被災建築物の危険度の判定を行う北海道震災建築物応急危険度判定士（以下「応急危険度判定士」という。）の判定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定 義

- 1 この要綱において「応急危険度判定士」とは、地震により被害を受けた建築物が余震等に対し、引き続き安全に使用出来るかを判定することをいう。
- 2 この要綱において「応急危険度判定士」とは、知事の認定を受け、応急危険度判定を行う者をいう。

第3 応急危険度判定士の任務

- 1 応急危険度判定士は、地方公共団体の依頼により応急危険度判定を行うものとする。
- 2 応急危険度判定士は、判定作業中、常時認定証を携帯するものとする。

第4 認定等

- 1 応急危険度判定士は、道内に在住し、次の各号のいずれかに該当する者で、第5の講習を終了した者の中から知事が認定するものとする。
 - (1) 別表に定める事項に該当する者
 - (2) 前号に規定する者のほか、知事が認めた者
- 2 第1項の規定により認定を受けようとする者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に申請しなければならない。

第4の2 他都府県の認定者等

他の都府県等で応急危険度判定士と同等の認定を受けていた者は、第5の講習会を終了した者とみなして第4の規定を適用することができる。この場合において、その認定を受けていたことを証する書類の写しを添付し、知事に申請するものとする。

第5 認定講習

- 1 応急危険度判定士の認定を申請しようとする者は、知事が行う北海道震災建築物応急危険度判定士認定講習（以下「講習」という。）を受けなければならない。
- 2 講習は、次の各号に掲げる内容につき、必要な講習を行うものとする。
 - (1) 総論
 - (2) 応急危険度判定制度
 - (3) 応急危険度判定技術

ア 共通の事項

イ 建築構造ごとの判定技術

第6 認定証の交付

- 1 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格と認めたときは、応急危険度判定士台帳（以下「台帳」という。）に登録し、応急危険度判定士認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 2 知事は、申請者が応急危険度判定士として適格でないと認めたときは、認定しないことが出来る。この場合において知事は、申請者に認定しない旨を通知しなければならない。
- 3 知事は応急危険度判定の実施及び支援が円滑にできるよう、市町村又は北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会若しくは北海道震災建築物応急危険度判定地区協議会の会員建築関係団体に対し台帳登録者の情報について提供することができる。

第7 認定証の更新

- 1 認定証の有効期間は5年間とする。
- 2 認定証の更新を受けようとする者は、有効期間満了の30日前までに応急危険度判定士認定更新申請書により、知事に申請しなければならない。この場合において、第5による講習を有効期間満了年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に更新した旨を記載し、認定証を交付するものとする。
- 4 第2項の更新を受けなかった者で希望する者は、応急危険度判定士認定申請書により知事に再認定を申請することができる。この場合において、第5による講習を、申請する年度の前年度から申請する日までに受けなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳に再認定した旨を記載し、認定書を交付するも

のとする。

第8 認定事項等の変更

- 1 応急危険度判定士は、第6第1項の規定により交付した認定証の事項に変更が生じた場合は、その変更を生じた日から30日以内に認定証を添え、その旨を知事に届出なければならない。
- 2 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正し、かつ、認定証を書き換えて、申請者に交付するものとする。ただし、氏名以外の事項の変更については、認定証の裏面に変更事項を記載して申請者に交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、第1項に掲げる事項以外で次の各号に該当する事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届出なければならない。
 - (1)住所
 - (2)勤務先
 - (3)緊急連絡先
- 4 知事は、前項の届出があったときは、台帳を修正するものとする。

第9 認定証の再交付

- 1 応急危険度判定士は、認定証を紛失又は汚損したときは、遅滞なく応急危険度判定士認定証再交付申請書にその事由を記載し、知事に申請しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、台帳にその旨を記載し、申請者に認定証を再交付するものとする。
- 3 応急危険度判定士は、前項の規定により認定証の再交付を受けた後、紛失した認定証を発見したときは、速やかに当該認定証を知事に返納しなければならない。

第10 認定の辞退

- 1 応急危険度判定士は、認定を辞退しようとするときは、認定証を添えてその旨を知事に届出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消し、認定の取消を通知するものとする。

第11 認定の取消

- 1 知事は、応急危険度判定士が次の各号に該当した場合においては、認定の取消を行うことが出来る。
 - (1) 建築士法第9条に基づく免許の取消を受けた者
 - (2) 前号に規定するもののほか、知事が認めた者
- 2 知事は、前項の規定により認定の取消を行った場合は、台帳から抹消し、応急危険度判定士から認定証を返納させるものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、応急危険度判定士の認定に関し必要な事項は別に定める。

別表

区分		実務経験年数
(1)	建築士法(昭和25年法律第202号) 第2条1項の建築士	問わない
(2)	建築基準法(昭和25年法律第201号) 第77条の58の登録を受けた者	問わない
(3)	実務経験者 i 官公庁の建築技術職員若しくは職にあつた者で、建築行政等の実務経験者 ii 地方独立行政法人の建築に係る研究職員若しくは職にあつた者で、震災建築物調査等の実務経験者	5年以上

被 害 状 況 判 定 基 準

被 害 区 分		判 断 基 準
人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することが出来ないが、死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町の者が隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し、市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後、入院、通院、自宅療養等が1ヵ月以上におよぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度の診断は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅療養等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合は、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は、社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全て住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿、その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用出来る程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被 害 区 分		判 断 基 準
住 家 被 害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水または土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することが出来ない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは、住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定地方公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従ってその他の項目で取扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
農 業 被 害	農 地	<p>農地被害は、田畠が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流出とは、その田畠の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とは、粒径 1mm以下にあっては 2cm、粒径 0.25 mm以下にあっては 5cm 以上流入した状態をいう。</p> <p>(3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>(4) 被害額の算出は、農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって、相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒状とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、畜舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ の 他	上記以外の農業被害、家畜、果樹（果実は含まない）草地畜産物等をいう。

被 害 区 分		判 断 基 準
土木被害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする河岸等で、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする経費を計上すること。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害を言う。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
水産被害	公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用出来る状態であれば破損として取扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価格又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷藏施設・干場・船揚場等をいう。
	その他の施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。

被 害 区 分		判 断 基 準
林業被害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 产 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特殊林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む）等をいう。
衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の建物、原材料、製品、生産機械器具等をいう。
公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。 (私学関係はその他の項目で扱う)	
社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。	
社会福祉施設被害	老人福祉施設、身体障害者（児）福祉施設、知的障害者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障害者社会復帰施設をいう。	
その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害を言う。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路、公園、下水道等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

(参考資料)

山地災害危険地区

山崩・崩壊危険地区一覧表

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山1	沼の沢	夕張市	沼の沢	1	
山2	若美町1	夕張市	南部若美町		
山3	真谷地1	夕張市	真谷地		
山4	紅葉山1	夕張市	紅葉山		
山5	楓1	夕張市	楓		
山6	滝ノ上1	夕張市	滝ノ上		
山7	千代田6	夕張市	千代田		
山8	南清水沢1丁目1	夕張市	南清水沢	1丁目	
山9	南清水沢1丁目2	夕張市	南清水沢	1丁目	
山10	清水沢1丁目	夕張市	清水沢	1丁目	
山11	清水沢2丁目	夕張市	清水沢	2丁目	
山12	千代田1	夕張市	千代田		
山13	千代田2	夕張市	千代田		
山14	千代田3	夕張市	千代田		
山15	千代田4	夕張市	千代田		
山16	千代田8	夕張市	千代田		
山17	千代田5	夕張市	千代田		
山18	千代田7	夕張市	千代田		
山19	千代田9	夕張市	千代田		
山20	新千代田1	夕張市	千代田		
山21	千代田地区	夕張市	千代田		
山22	鹿の谷1	夕張市	鹿の谷山手町		
山23	鹿の谷2	夕張市	鹿の谷山手町		
山24	鹿の谷3	夕張市	鹿の谷山手町		
山25	昭和1	夕張市	昭和		
山26	昭和2	夕張市	昭和		
山27	末広1丁目1	夕張市	末広	1丁目	
山28	昭和4	夕張市	昭和		
山29	昭和5	夕張市	昭和		
山30	昭和6	夕張市	昭和		
山31	昭和7	夕張市	昭和		
山32	昭和8	夕張市	昭和		
山33	旭アパート裏	夕張市	旭町		
山34	夕張寺地先	夕張市	旭町		
山35	鎌田地先	夕張市	旭町		
山36	遺田の沢	夕張市	旭町		
山37	旭町5	夕張市	旭町		
山38	旭町6	夕張市	旭町		
山39	旭町7	夕張市	旭町		
山40	旭町8	夕張市	旭町		
山41	旭町9	夕張市	旭町		
山42	旭町10	夕張市	旭町		
山43	旭町11	夕張市	旭町		
山44	旭町12	夕張市	旭町		
山45	旭町13	夕張市	旭町		
山46	松島地先	夕張市	旭町		
山47	神社の沢	夕張市	住初		
山48	神社地先	夕張市	住初		
山49	住初3	夕張市	住初		
山50	住初4	夕張市	住初		
山51	富岡1	夕張市	富岡		
山52	福住1	夕張市	福住		
山53	福住2	夕張市	福住		
山54	福住3	夕張市	福住		
山55	錦	夕張市	錦		
山56	丁未1	夕張市	丁未		
山57	丁未2	夕張市	丁未		
山58	丁未3	夕張市	丁未		
山59	丁未4	夕張市	丁未		
山60	小松1	夕張市	小松		
山61	小松2	夕張市	小松		
山62	小松3	夕張市	小松		
山63	社光1	夕張市	社光		
山64	社光2	夕張市	社光		
山65	社光3	夕張市	社光		

番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
山66	社光4	夕張市	社光		
山67	市立病院地先	夕張市	社光		
山68	本町3	夕張市	本町		
山69	本町4	夕張市	本町		
山70	本町5	夕張市	本町	3丁目	
山71	小笠地先	夕張市	本町	3丁目	
山72	末広町1	夕張市	末広町		
山73	藤村地先	夕張市	末広町	2丁目	
山74	末広2丁目1	夕張市	末広	2丁目	
山75	末広団地	夕張市	末広町		
山76	末広町5	夕張市	末広町		
山77	末広町6	夕張市	末広町		
山78	常盤1	夕張市	常盤		
山79	常盤2	夕張市	常盤		
山80	常盤3	夕張市	常盤		
山81	常盤4	夕張市	常盤		
山82	平和団地	夕張市	平和		
山83	市営住宅	夕張市	平和		
山84	日吉3	夕張市	日吉		
山85	夕製の沢	夕張市	日吉		
山86	日吉2	夕張市	日吉		
山87	日吉4	夕張市	日吉		
山88	清水沢清陵町4	夕張市	清水沢清陵町		
山89	清水沢清陵町5	夕張市	清水沢清陵町		
山90	清水沢清陵町1	夕張市	清水沢清陵町		
山91	清水沢清陵町2	夕張市	清水沢清陵町		
山92	清水沢清陵町3	夕張市	清水沢清陵町		
山93	清水沢清陵町6	夕張市	清水沢清陵町		
山94	富野1	夕張市	富野		
山95	富野2	夕張市	富野		
山96	丁未5	夕張市	丁未		
山97	丁未6	夕張市	丁未		

山地災害危険地区

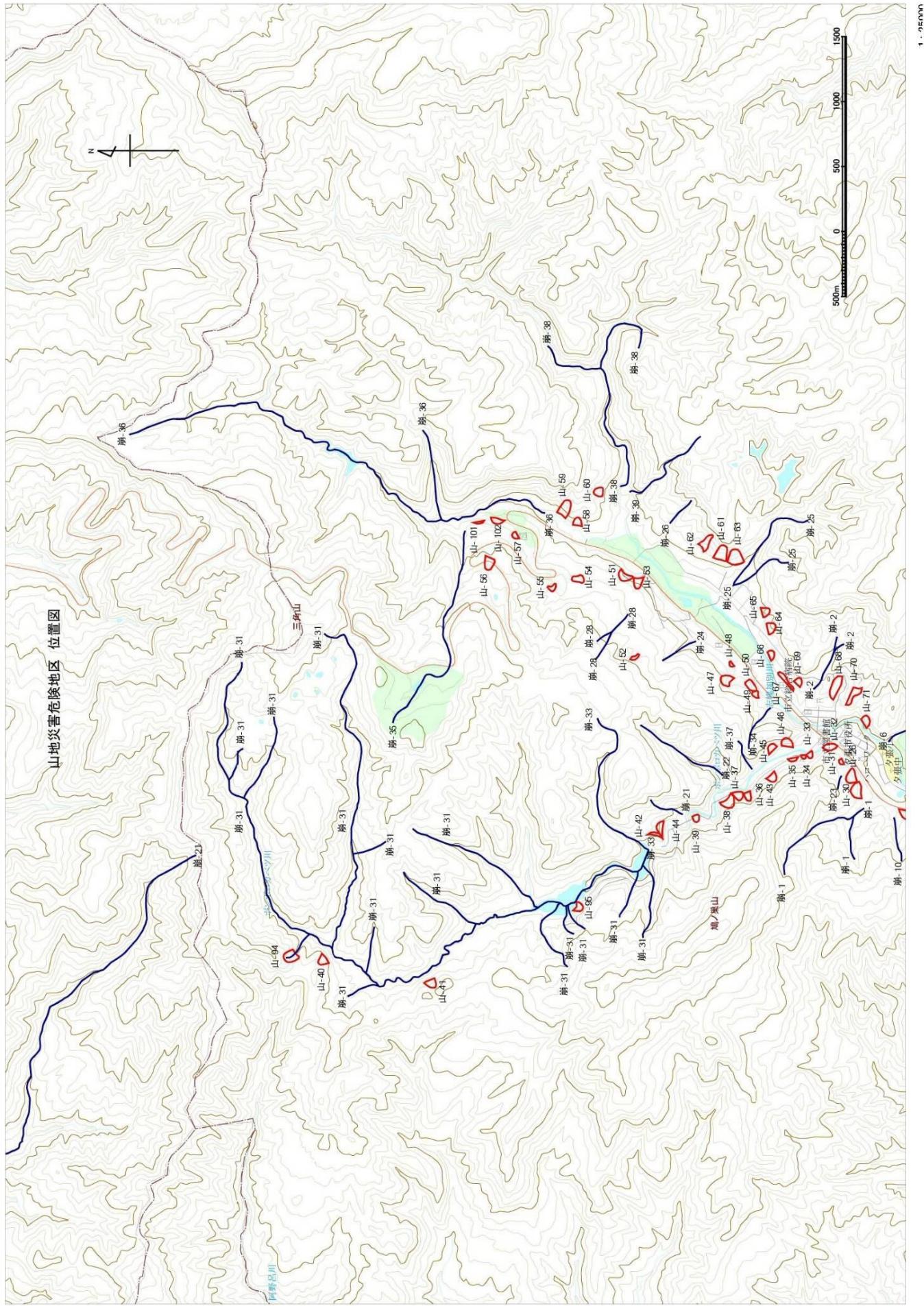
崩壊土砂流出危険地区一覧表

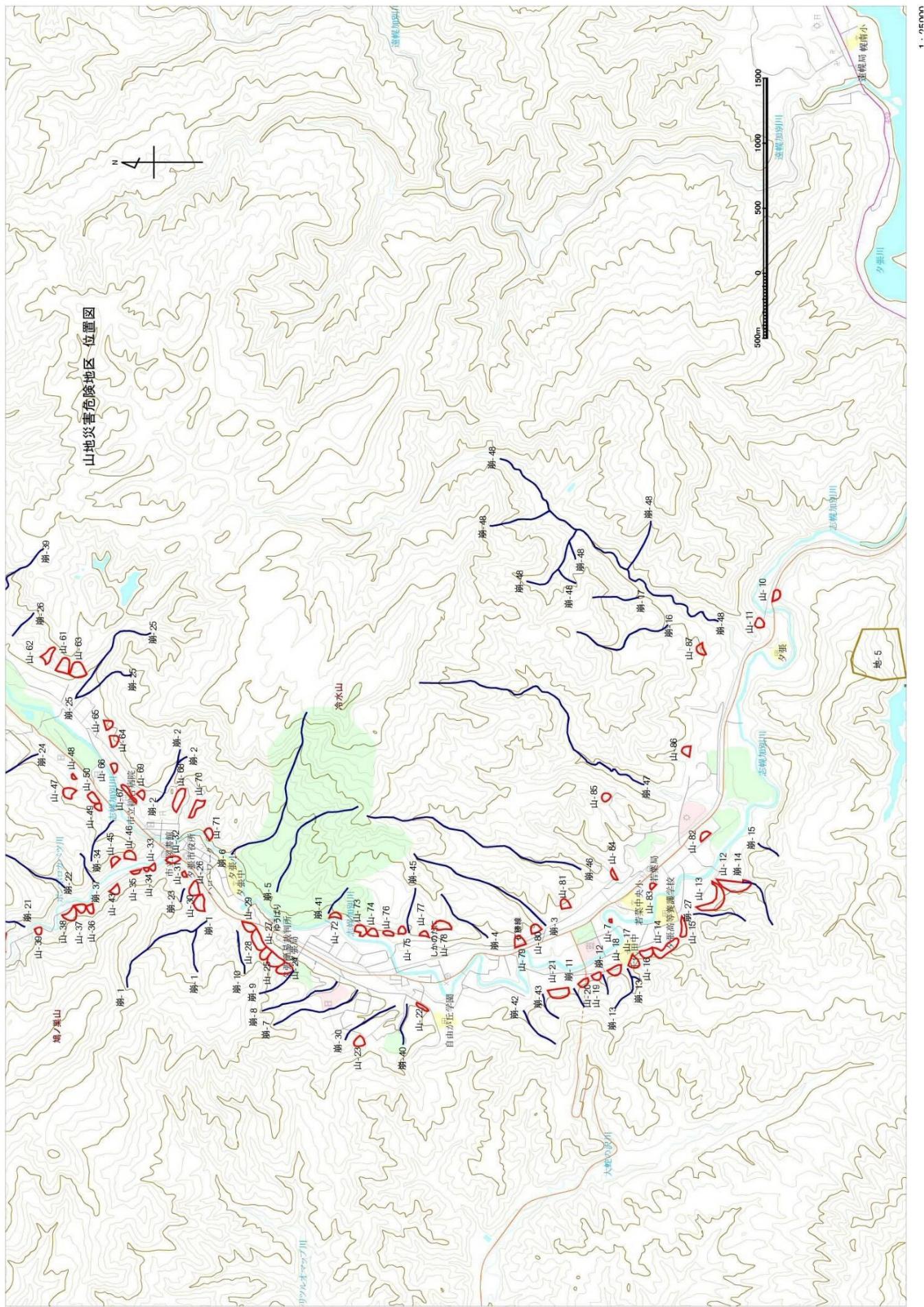
番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
崩1	昭和1	夕張市	昭和		*
崩2	本町1丁目	夕張市	本町	1丁目	
崩3	常盤1	夕張市	常盤		
崩4	常盤2	夕張市	常盤		*
崩5	末広2丁目	夕張市	末広	2丁目	*
崩6	本町5丁目	夕張市	本町	5丁目	
崩7	鹿の谷山手町1	夕張市	鹿の谷山手町		*
崩8	末広1丁目1	夕張市	末広	1丁目	*
崩9	末広1丁目2	夕張市	末広	1丁目	*
崩10	昭和2	夕張市	昭和		*
崩11	千代田1	夕張市	千代田		*
崩12	千代田	夕張市	千代田		*
崩13	千代田3	夕張市	千代田		*
崩14	千代田4	夕張市	千代田		*
崩15	千代田5	夕張市	千代田		
崩16	日吉1	夕張市	日吉		
崩17	日吉2	夕張市	日吉		
崩18	南部青葉町	夕張市	南部青葉町		
崩19	沼の沢	夕張市	沼の沢		*
崩20	滝ノ上	夕張市	滝ノ上		
崩21	旭町1	夕張市	旭町		
崩22	旭町	夕張市	旭町		
崩23	昭和3	夕張市	昭和		
崩24	福住1	夕張市	福住		*
崩25	社光	夕張市	社光		*
崩26	千代田6	夕張市	千代田		*
崩27	千代田7	夕張市	千代田		
崩28	福住2	夕張市	福住		
崩29	富野1	夕張市	富野		*
崩30	鹿の谷山手町2	夕張市	鹿の谷山手町		*
崩31	ボンホロカベツ	夕張市	旭町		
崩32	富野2	夕張市	富野		
崩33	旭町2	夕張市	旭町		
崩34	山森の沢	夕張市	住初		*
崩35	丁未1	夕張市	丁未		
崩36	シホロカベツ	夕張市	丁未		
崩37	旭町3	夕張市	旭町		
崩38	大新の沢	夕張市	小松		
崩39	炭坑の沢支流	夕張市	高松		
崩40	鹿の谷山手町3	夕張市	鹿の谷山手町		
崩41	末広2丁目3	夕張市	末広	2丁目	
崩42	鹿の谷2丁目1	夕張市	鹿の谷	2丁目	*
崩43	千代田8	夕張市	千代田		*
崩45	鹿の谷東丘町1	夕張市	鹿の谷東丘町		*
崩46	小野寺の沢	夕張市	常盤		*
崩47	夕製の沢	夕張市	日吉		
崩48	若鍋の沢	夕張市	日吉		
崩49	オソウシ沢1	夕張市	滝ノ上		
崩50	オソウシ沢2	夕張市	滝ノ上		
崩51	オソウシ沢3	夕張市	滝ノ上		
崩52	オソウシ沢4	夕張市	滝ノ上		
崩53	オソウシ沢5	夕張市	滝ノ上		
崩54	オソウシ沢6	夕張市	滝ノ上		
崩55	オソウシ沢7	夕張市	滝ノ上		
崩56	オソウシ沢8	夕張市	滝ノ上		
崩57	吉田の沢	夕張市	滝ノ上		
崩58	140の沢1	夕張市	滝ノ上		
崩59	140の沢2	夕張市	滝ノ上		
崩60	水湯の沢1	夕張市	滝ノ上		
崩61	水湯の沢2	夕張市	滝ノ上		
崩62	水湯の沢3	夕張市	滝ノ上		
崩63	水湯の沢4	夕張市	滝ノ上		
崩64	水湯の沢5	夕張市	滝ノ上		
崩65	水湯の沢6	夕張市	滝ノ上		
崩66	水湯の沢7	夕張市	滝ノ上		
崩67	大湧の沢	夕張市	滝ノ上		
崩68	赤湯の沢	夕張市	滝ノ上		
崩69	水湯の沢8	夕張市	滝ノ上		
崩70	水湯の沢9	夕張市	滝ノ上		

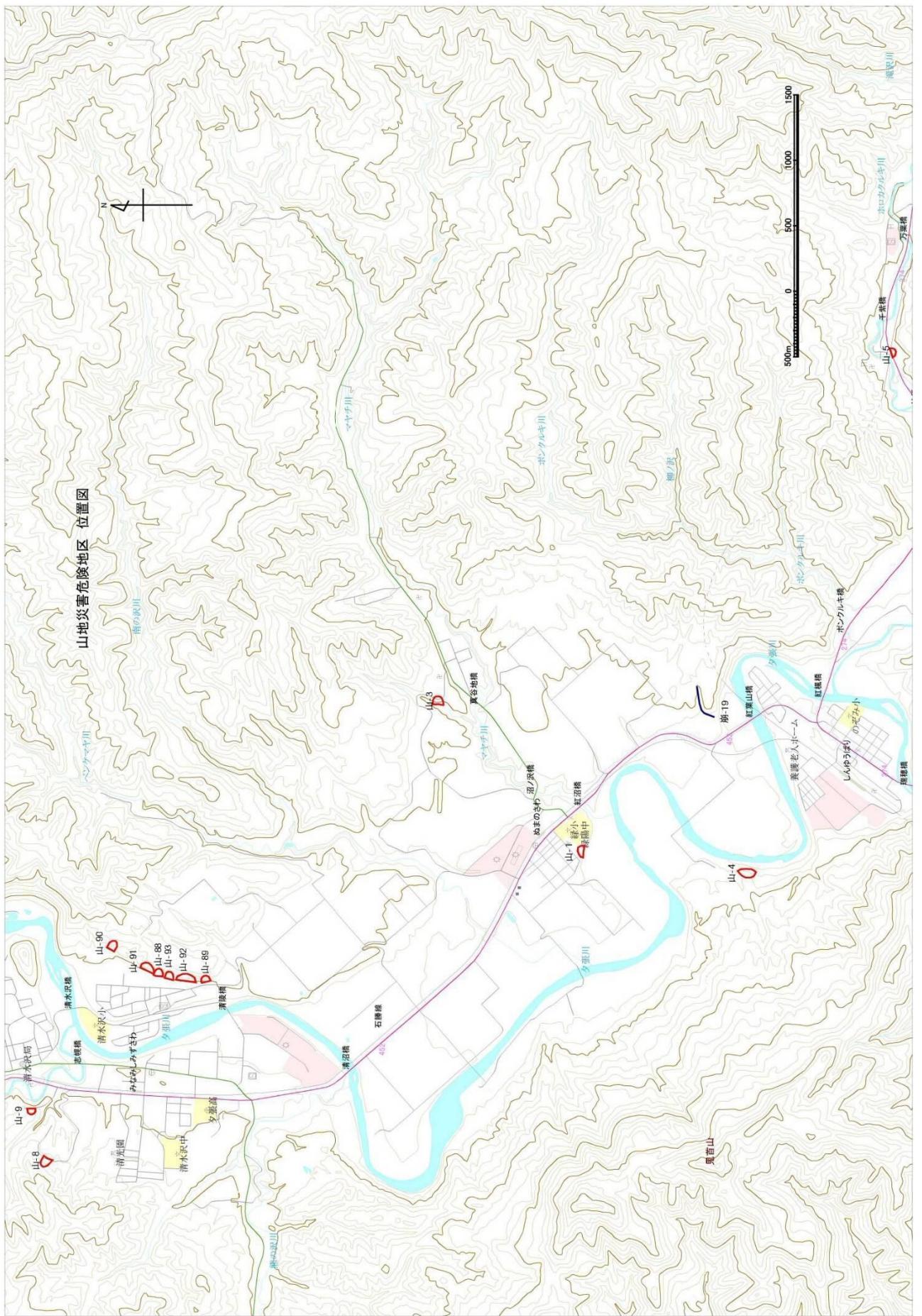
摘要 : * 箇所は建設管理部「土石流危険区域」と同溪流。

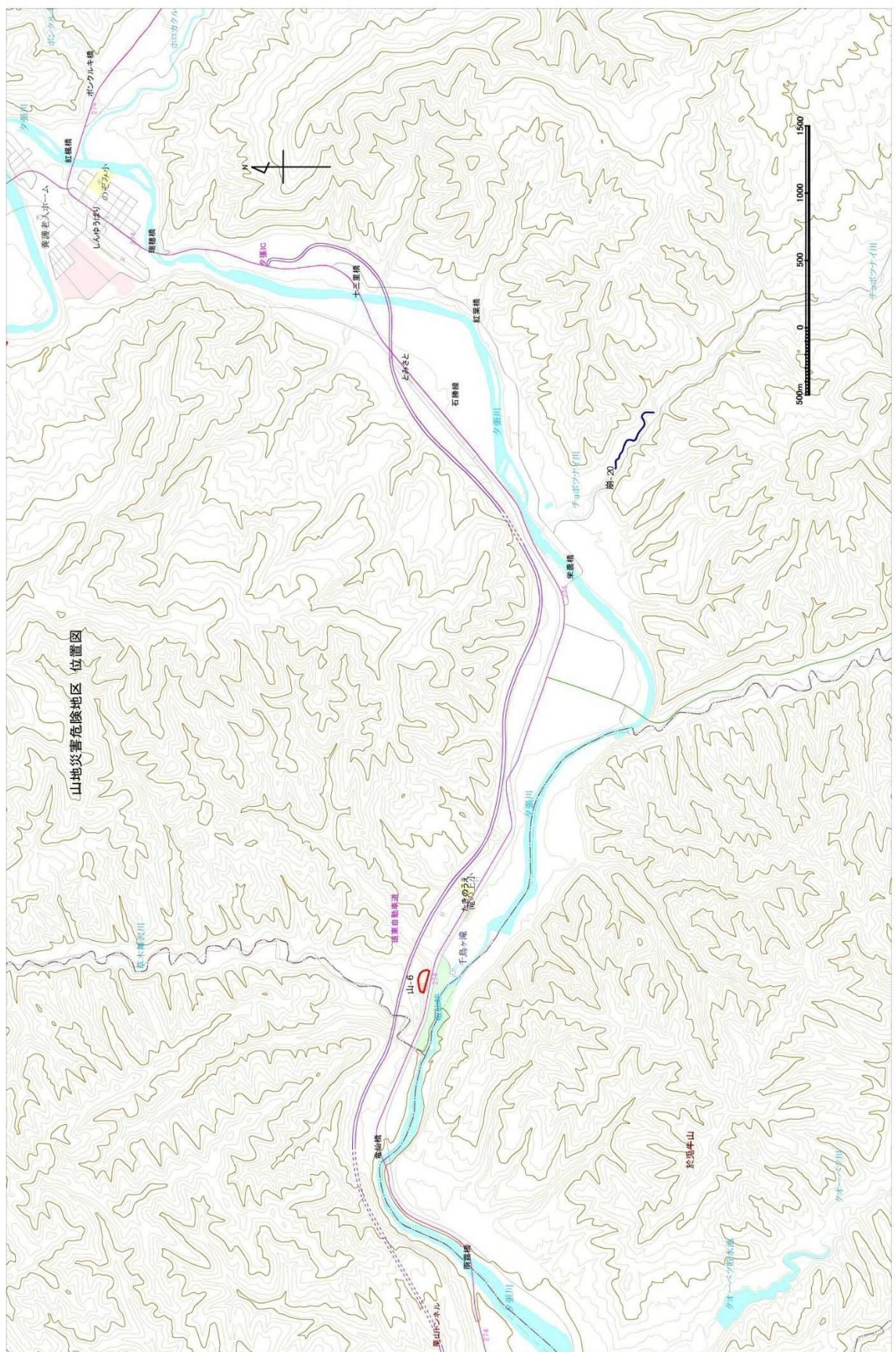
地すべり危険地区一覧表

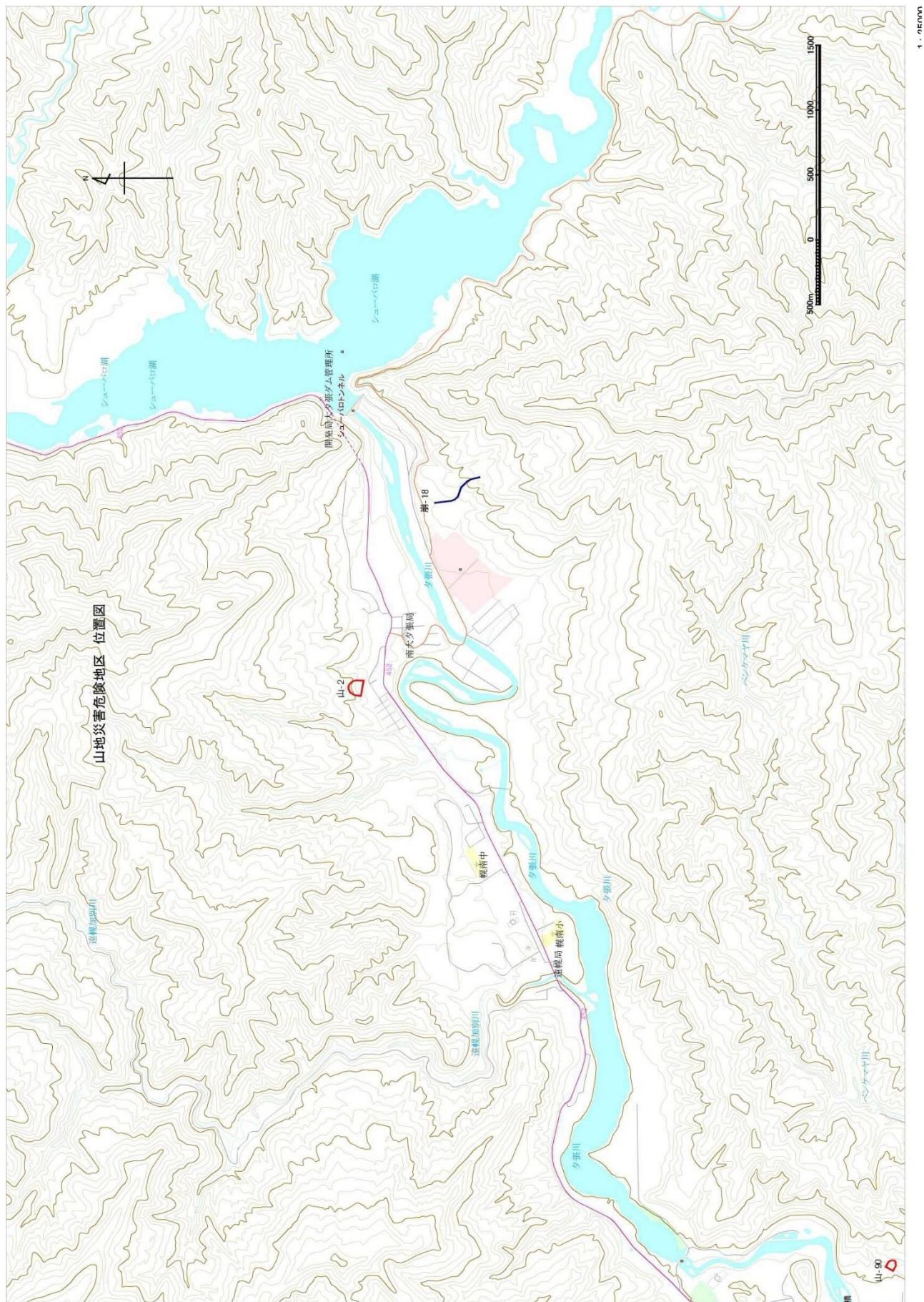
番号	地区名	位置			備考
		市町村	大字	字	
地1	オソウシ沢	夕張市		滝の上	
地2	オソウシ沢2	夕張市		滝の上	
地3	水湯の沢	夕張市		滝の上	
地4	水湯の沢2	夕張市		滝の上	
地5	清水沢	夕張市		清水沢	

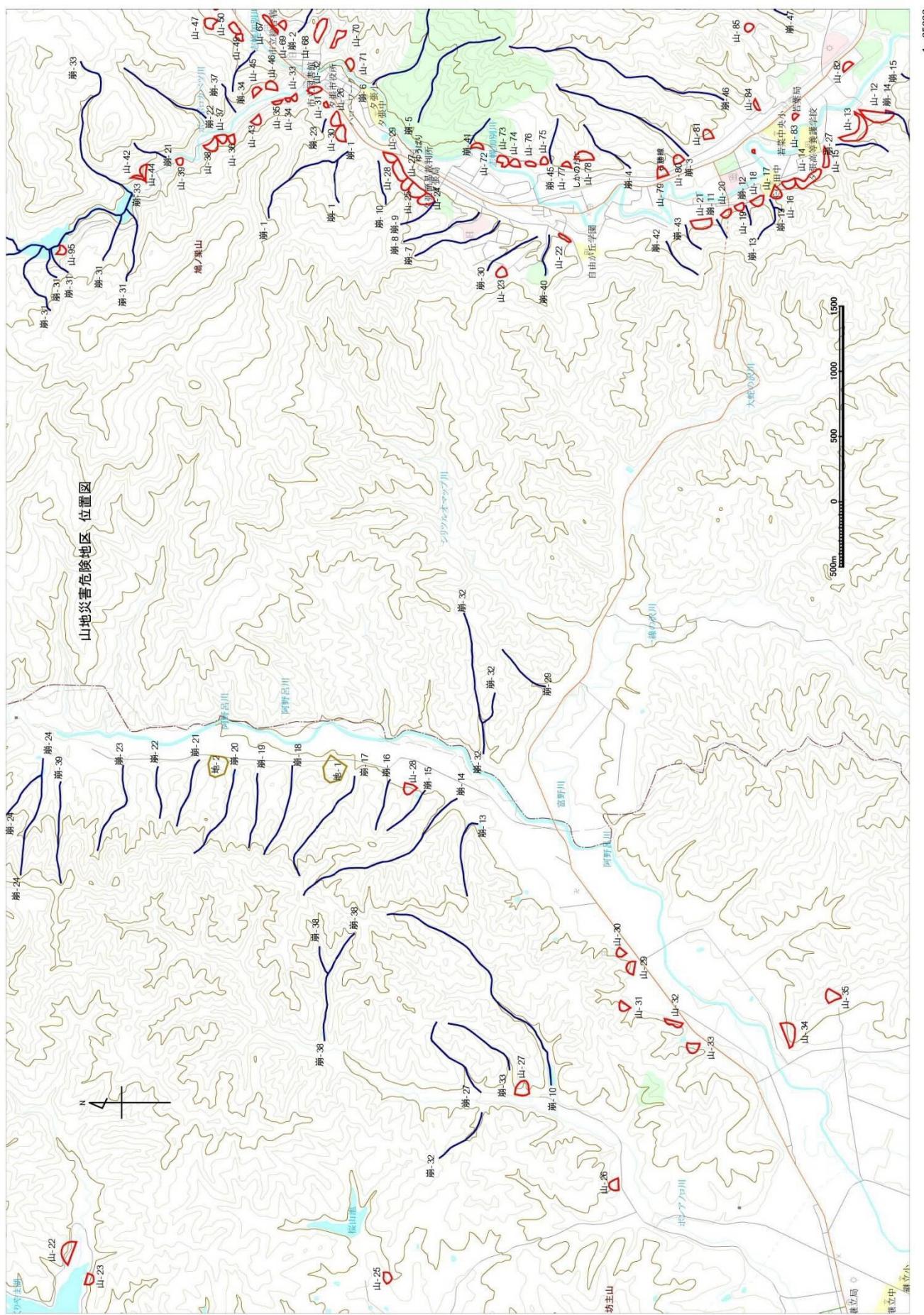












北海道の 山地災害危険地区

1 山地災害危険地区とは？

山地災害危険地区とは、山地から発生する山腹の崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などによって、官公署、学校、病院、道路等の公共施設等や人家等に直接被害を与えるおそれがある地区で、地形地質等が一定の基準以上の地区を調査把握したものです。

山地災害危険地区は、災害の発生形態等によって「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」の3種類に区分されます。

山腹崩壊危険地区



山腹崩壊による災害(落石による災害を含む)が発生するおそれがある地区

【特徴】

- 山の斜面に亀裂やわき水がある。
- 岩石がもろく崩れやすい地質である。
- 過去に山崩れがあった。
- 山崩れがあった場所にとなり合っている。
- 急斜面で、軟弱な地盤がある。
- 水の集まりやすい斜面地形である。
- ときどき落石がある。

崩壊土砂流出危険地区



山腹崩壊又は地すべりによって発生した土砂又は火山噴出物が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区

【特徴】

- 渓流の勾配が急である。
- 渓流に大きな石がごろごろ堆積している。
- たくさんの土砂が堆積している。
- 上流が山崩れなどで荒れている。
- 過去に土石流があった。

地すべり危険地区



地すべりによる災害が発生するおそれ がある地区

【特徴】

- 過去に地すべりがあったところで、今も少しづつ動いている。
- わき水や地下水が豊富である。
- 断層があるところやもろく崩れやすい岩石がある。
- 火山作用あるいは温泉の作用で粘土化した土がある。

凡 例

	山腹崩壊危険地区
	崩壊土砂流出危険地区
	地すべり危険地区

災害時応援協定一覧表

協定締結先	協定名称	内容	締結日
市・町及び消防の一部事務組合	北海道広域消防相互応援協定	陸上・消防隊・救助隊・救急隊・航空・回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊による支援	平成3年2月13日
北海道消防防災ヘリコプター	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	災害時にヘリコプター及び航空隊の支援	平成8年6月25日
夕張建設業協会	災害時における災害応急復旧業務に関する協定	災害応急復旧業務に係る建設機械、人的支援等	平成18年6月20日
北海道及び市町村	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	災害時に必要な食料・飲料・医療等に対する物品や人員等の支援	平成20年6月10日
夕張郵便局	災害発生時における夕張郵便局と夕張市の協力に関する協定	車両の広報活動ゆうちょ銀行の非常時取扱い等	平成20年6月16日
北海道開発局	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	被害状況の把握二次災害防止に資する応急準備	平成22年6月1日
北海道エルピーガス災害対策協議会	災害時等の発生時における夕張市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	応急・復旧工事避難場所へのLPGガス供給等	平成22年7月1日
丸庄産業株式会社	災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書	山林等における捜索に係る車両人員等の支援	平成22年7月1日
北海道コカ・コーラボトリング株式会社	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	災害対応型自動販売機による災害情報の提供等	平成23年9月1日
伊藤組土建株式会社	災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書	大規模災害時における建設機械人員等の支援	平成23年12月2日
株式会社NIPPO	災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書	大規模災害時における建設機械人員等の支援	平成24年6月7日

南空知4市5町 夕張市 岩見沢市 美唄市 三笠市 栗山町 南幌町 由仁町 長沼町 月形町	災害時相互応援に関する協定	被災者への緊急避難先または一時宿泊施設の提供及びあっせん。 食料・飲料水・生活必需物資の提供及びあっせん	平成24年11月26日
(株)共成システム夕張営業所 (株)カナモト夕張営業所 (株)アキテック夕張出張所	災害時における機器の調達に関する協定書	大規模災害時における機械、器具等の調達支援	平成24年11月27日
陸上自衛隊第7師団 第72戦車連隊	災害時の連携に係る協定書	平素及び災害対処時における緊密化に係る協定	平成25年12月24日
北海道夕張高等養護学校	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成26年8月22日
社会法人 幸照会 ケハウスレインボーヒルズ	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成26年8月25日
特定非営利活動法人 あ・りーさだ	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成26年9月8日
養護老人ホーム 夕張紅葉園	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成26年9月26日
株式会社スポーツピア	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成26年11月25日
北海道夕張高等学校	災害時における指定緊急避難所及び指定避難所としての使用に関する協定	指定避難所等として利用することに関する協定	平成27年4月14日
株式会社夕電	災害時等における応援協力及び復旧業務に関する協定書	災害時に車両・電気設備機械・資材及び人員の支援	平成27年2月16日
夕張エネックス共同組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	災害時又は武力攻撃時の石油類の優先給油等	平成27年7月10日

一般財団法人 北海道電気保安協会	災害時における災害応急復旧業務に関する協定書	災害時における公共施設の電力復旧に係る支援	平成 27 年 8 月 21 日
株式会社 ホーマックニコット	災害時における物資の供給に関する協定	災害時に必要な物資の支援	平成 27 年 12 月 1 日
株式会社 セブン・イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	災害時における物資の調達及び供給を行い、市民生活の早期安定を図るための支援	平成 29 年 7 月 26 日
社会福祉法人 夕張みどりの会	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	福祉避難所として利用することに関する支援	平成 30 年 10 月 10 日
一般財団法人 札幌地区トラック協会 南空知支部	災害時における輸送業務に関する協定	緊急時における輸送業務に関する支援	令和元年 10 月 4 日
合同容器株式会社	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	災害における応急生活物資の支援	令和元年 11 月 25 日
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	災害時における必要な情報を提供する支援	令和 2 年 6 月 15 日
夕張第一交通株式会社 丸北ハイヤー有限会社	災害時における輸送業務に関する協定	緊急時における輸送業務に関する支援	令和 3 年 12 月 16 日
北海道電力株式会社 北海道電力ネットワーク 株式会社	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	樹木・土砂などの障害物(電力等を除く)及び道路の通行に支障となる電力設備等除去作業の支援	令和 4 年 3 月 18 日
夕張市社会福祉協議会	災害時における夕張市災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定	災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営及び被災者の生活支援	令和 6 年 8 月 9 日

夕張環境清掃株式会社	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定	令和7年3月7日
夕張友酉市場株式会社	災害時における物資の保管等に関する協定	災害時における救援物資の保管及び荷役等に関する協定	令和7年3月17日
北海道夕張高等養護学校	災害時における福祉避難所としての使用に関する協定	福祉避難所として利用することに関する支援	令和7年3月24日
一般社団法人日本ムービングハウス協会	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	災害時における応急仮設住宅の建設に関する支援	令和7年3月24日
社会福祉法人雪の聖母園	災害時における指定緊急避難所、指定避難所及び福祉避難所としての使用に関する協定	指定避難所等及び福祉避難所として利用することに関する協定	令和7年8月28日

夕張建設業協会会員名簿

正会員 16 事業所

令和 7 年 9 月 1 日現在 順不同

No	役職名	事業所名	代表者名	所 在 地	電 話	F A X
1	会長	坂本建設工業 (株)	中島 功治	南部大宮町 105 番地	0123-55-2228	0123-55-5229
2	副会長	北宝建設(株)	中島 功治	南部新光町 38	0123-55-2522	0123-55-2525
3	理事	(有)永井組	佐藤 広光	清水沢清栄町	0123-59-7151	0123-59-3546
4	理事	北寿産業(株)	柳沼 伸幸	清水沢清栄町 102	0123-59-2431	0123-53-4700
5	理事	丸七氏家建設 (株)	氏家 聰太	本町 4 丁目 31 番地	0123-52-3161	0123-52-3163
6	監査	(株)泉工務店	泉 知典	鹿の谷 3 丁目	0123-52-2430	0123-52-4048
7	監査	大晃電気工業 (株)	柿崎 英俊	清水沢 2 丁目	0123-59-7236	0123-59-4884
8		日管建設(株)	大島 敏宏	末広 1 丁目	0123-52-2551	0123-52-1915
9		(有)みのしま建 設	蓑島 範之	清水沢 1 丁目 108	0123-59-3997	0123-59-4111
10		(株)白倉建設	白倉 伸義	本町 4 丁目 61 番地	0123-52-1114	0123-52-1115
11		(有)三建工業	杉村 進	日吉 6 番地	0123-56-6688	0123-56-5577
12		(有)北一建商	佐々木 保	南清水沢 1 丁目 124	0123-59-7954	0123-59-7958
13		駒井電気工業 (株)	駒井 博行	南清水沢 1 丁目 47-73	0123-59-3021	0123-59-2640
14		東亜建材工業 (株)	佐伯 真司	清水沢清栄町国有地	0123-59-3219	0123-59-7358
15		(株)玉置組	玉置 治	日吉 5 番地 13	0123-56-6676	0123-56-6676
16		北陽興業 (株)	柳沼 宏明	南清水沢 3 丁目 128	0123-59-3525	0123-59-3418
	事務局	丸七氏家建設 (株)	氏家 奈穂子	本町 4 丁目 31 番地	0123-52-3161	0123-52-3163

準会員				
-----	--	--	--	--